

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	63 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	60 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで  
② 昭和52年10月から53年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、妻が自身の保険料と一緒に金融機関で納付してくれていた。

私は、昭和42年4月に会社を退職後、A業務の個人事業を営んでいるが、当時は大変景気が良かった。

私たち夫婦は、申立期間当時に職業及び住所の変更は無く、生活状況等にも大きな変化は無かった。

申立期間は妻が納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入当初の期間並びに申立期間①及び②を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の妻も、加入当初の期間及び昭和49年度を除き、保険料をほぼ全て納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、当該期間①及び②は、それぞれ12か月及び6か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の妻は、当該期間の保険料を納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時において、住所の変更及び生活状況等に大きな変化は無かったとしており、当該期間前後の期間は、国民年金保険料を納付済みであることなどを踏まえると、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料と一緒に納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで

私が申立期間当時に働いていた店の責任者の姉（現在の義母）が、夫を亡くしていたので遺族年金の話を時々していたが、その人から、「もらう年金額は少しでも助かる。あんたも掛けた方がいいよ。」と言われた。その数日後、市の出張所で特例納付制度のことを知った店の責任者（現在の叔母）から、「どうも割安みたいだから、この機会に国民年金に加入したらどう。遡って掛けられるなんて二度とないよ。」と言われ、金銭的にも余裕があった私は、決心して国民年金に加入し、それと同時に申立期間の国民年金保険料をA市役所又は銀行であったと思うが、一括納付した。この当時、厚生年金保険との重複納付の認識もなかったため、申立期間初期の厚生年金保険加入期間も含み、申立期間の保険料を間違いなく一括納付したので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付するために国民年金に加入したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿によると、その作成日が同年12月6日である旨記載されていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推認され、この時点は、第2回特例納付実施期間である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和43年4月

20日に強制加入被保険者として被保険者資格を取得した旨記載されていることが確認でき、申立期間は、加入手続が行われたものと推認される時点において、記録上、強制加入期間として取り扱われていたものと考えられ、当該期間に係る特例納付及び過年度納付の納付書が発行されたとしても不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとする当時、勤務していた店の責任者が、「昭和50年頃と思うが、申立人が、遡って掛けてきたと言っていたのを覚えている。」と陳述している上、その姉も「時期は覚えてないが、申立人が、遡ってまとめて掛けてきたからほっとしたと言っていたのを覚えている。」と陳述しており、申立内容の信憑性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年4月から同年7月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月及び同年10月

私は、平成4年5月に婚姻をした際、住所変更及び氏名変更の手続のために、A県B市役所を訪れた。その際、国民年金加入期間に2か月の未納期間があることを知り、市の窓口で「2年以内の国民年金保険料であれば、遡って納付できる。」という案内を受けたので、「それなら納付しよう。」と思ったことを覚えている。

その後、申立期間に係る国民年金保険料を、具体的にいつ頃納付したかについては、はっきり覚えていないが、月額8,000円ないし9,000円程度の金額の保険料を2か月分、B市役所の窓口でまとめて納付した記憶がある。ところが、納付記録を確認したところ、申立期間（2か月）が未納のままとされており、納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録について、オンライン記録を見ると、2か月と短期間である申立期間を除き、国民年金加入期間中に未納期間は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号に存在する、国民年金被保険者の資格記録及び納付記録について、オンライン記録を見ると、第3号被保険者に係る資格記録の処理日は、いずれも平成5年1月以降であり、申立人自身に係る第3号被保険者の資格記録の処理日も同年1月中であることから、申立人については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した4年10月以降、5年1月にかけての時期に加入手続がなされたものと推認できる。この場合、申立期間に係る国民年金保険料は、4年10月末までであれば、2か月分まとめて過年度納付することが可能であることから、加入手続時、B市

の窓口で申立期間に係る保険料について「2年以内の未納期間に係る保険料であれば納付できる。」と案内されたとする申立内容と整合する。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を、平成4年5月の婚姻以降にB市役所で納付したとしており、これについて、同市は、同市の窓口において、過年度保険料の収納を行っていなかったとしているものの、当時、同市庁舎内で営業していた金融機関の出張所であれば、国庫金の収納を取り扱っていたともしており、申立人の過年度納付をめぐる記憶が、同市庁舎内の金融機関の出張所でなされたものである可能性は否定できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料額について、月額8,000円ないし9,000円程度であったとしているところ、当時の定額保険料は、月額8,400円であり、申立内容とおおむね一致する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年2月1日に、資格喪失日に係る記録を40年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から40年1月10日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には申立期間後の昭和40年2月1日まで勤務していたが、同年1月10日からは同じフロア内に併設されていたC社の被保険者期間になっている。

申立期間は、A社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店のD職であったとする元同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び前述の元同僚は、「A社B支店があったフロアには、C社の事務員1人（申立人と同職種）を含め5人が勤務していた。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人以外の4人（C社の事務員1人を含む。）が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和39年2月1日）に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の元同僚は、「A社B支店の従業員の給与は同社本社で計算され、責任者であった自身が給与額をチェックしていた。従業員の厚生年金保険料等の控除がなければ気付くはずである。」と陳述している。

加えて、申立人は、「申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額は記憶にないが、隣の席で仕事をしていた前述のC社の事務員と給与について確認したことがあり、給与袋の種類は違っていたものの、給与明細書の内訳には相違がなかったことを鮮明に記憶している。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のA社における同職種の事務員の資格取得時の記録及び申立期間の次にある申立人のC社における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が昭和40年4月30日に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、同社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年2月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月20日から61年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社提出の退職届、D健康保険組合の回答書及び雇用保険の加入記録等から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様にB社からA社へ出向した同僚から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年1月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、41万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している12人のうち申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年9月20日から61年1月1日までの期間については、前述の同僚提出の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほかに申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月23日から61年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社提出の退職届、D健康保険組合の回答書、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様にB社からA社へ出向した同僚から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年1月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となった

のは昭和 61 年 2 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している 12 人のうち申立人と同様の申立てをしている 8 人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B 社からの出向により、5 人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A 社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月 23 日から 61 年 1 月 1 日までの期間については、前述の同僚提出の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほかに申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から61年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にB社からA社へ出向した同僚から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年1月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している12人のうち申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年11月1日から61年1月1日までの期間については、前述の同僚提出の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほかに申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月18日から61年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にB社からA社へ出向した同僚から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年1月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している12人のうち申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年11月18日から61年1月1日までの期間については、前述の同僚提出の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほかに申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月18日から61年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にB社からA社へ出向した同僚から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年1月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している12人のうち申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年11月18日から61年1月1日までの期間については、前述の同僚提出の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほかに申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から61年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にB社からA社へ出向した同僚から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年1月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している12人のうち申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年11月1日から61年1月1日までの期間については、前述の同僚提出の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほかに申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月25日から61年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にB社からA社へ出向した同僚から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年1月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している12人のうち申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年11月25日から61年1月1日までの期間については、前述の同僚提出の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほかに申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月25日から61年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年1月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している12人のうち申立人と同様の申立てをしている8人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務して

いたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和61年1月1日から同年2月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年11月25日から61年1月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月18日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の担当者は、「申立期間当時、B社は3か所に新店舗を開業するため、D社、E社及びA社を設立し、従業員をB社から出向させた。事務手続は3社全て、親会社である同社で行っており、給与計算業務についても、同社から同じ業者へ委託していたので、3社共に事務手続に差異はなく、保険料も翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様にB社から新店舗開業のためE社に出向している元従業員(同人のE社における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け)提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、前述のC社の担当者の「保険料は翌月控除」との陳述から判断して、当該保険料は、同年1月の保険料であると考えられ、E社が厚生

年金保険の適用事業所となった月の前月分から保険料控除を開始していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分から厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和60年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している6人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年5月18日から同年7月1日までの期間については、前述のE社に出向している元従業員保管の給与明細書を見ると、B社から出向した月からE社が適用事業所となる月の前々月までは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月18日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の担当者は、「申立期間当時、B社は3か所に新店舗を開業するため、D社、E社及びA社を設立し、従業員をB社から出向させた。事務手続は3社全て、親会社である同社で行っており、給与計算業務についても、同社から同じ業者へ委託していたので、3社共に事務手続に差異はなく、保険料も翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様にB社から新店舗開業のためE社に出向している元従業員(同人のE社における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け)提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、前述のC社の担当者の「保険料は翌月控除」との陳述から判断して、当該保険料は、同年1月の保険料であると考えられ、E社が厚生

年金保険の適用事業所となった月の前月分から保険料控除を開始していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分から厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和60年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している6人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年5月18日から同年7月1日までの期間については、前述のE社に出向している元従業員保管の給与明細書を見ると、B社から出向した月からE社が適用事業所となる月の前々月までは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月18日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の担当者は、「申立期間当時、B社は3か所に新店舗を開業するため、D社、E社及びA社を設立し、従業員をB社から出向させた。事務手続は3社全て、親会社である同社で行っており、給与計算業務についても、同社から同じ業者へ委託していたので、3社共に事務手続に差異はなく、保険料も翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様にB社から新店舗開業のためE社に出向している元従業員(同人のE社における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け)提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、前述のC社の担当者の「保険料は翌月控除」との陳述から判断して、当該保険料は、同年1月の保険料であると考えられ、E社が厚生

年金保険の適用事業所となった月の前月分から保険料控除を開始していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分から厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和60年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している6人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年5月18日から同年7月1日までの期間については、前述のE社に出向している元従業員保管の給与明細書を見ると、B社から出向した月からE社が適用事業所となる月の前々月までは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月18日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の担当者は、「申立期間当時、B社は3か所に新店舗を開業するため、D社、E社及びA社を設立し、従業員をB社から出向させた。事務手続は3社全て、親会社である同社で行っており、給与計算業務についても、同社から同じ業者へ委託していたので、3社共に事務手続に差異はなく、保険料も翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様にB社から新店舗開業のためE社に出向している元従業員(同人のE社における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け)提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、前述のC社の担当者の「保険料は翌月控除」との陳述から判断して、当該保険料は、同年1月の保険料であると考えられ、E社が厚生

年金保険の適用事業所となった月の前月分から保険料控除を開始していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分から厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和60年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している6人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年5月18日から同年7月1日までの期間については、前述のE社に出向している元従業員保管の給与明細書を見ると、B社から出向した月からE社が適用事業所となる月の前々月までは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月18日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の担当者は、「申立期間当時、B社は3か所に新店舗を開業するため、D社、E社及びA社を設立し、従業員をB社から出向させた。事務手続は3社全て、親会社である同社で行っており、給与計算業務についても、同社から同じ業者へ委託していたので、3社共に事務手続に差異はなく、保険料も翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様にB社から新店舗開業のためE社に出向している元従業員(同人のE社における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け)提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、前述のC社の担当者の「保険料は翌月控除」との陳述から判断して、当該保険料は、同年1月の保険料であると考えられ、E社が厚生

年金保険の適用事業所となった月の前月分から保険料控除を開始していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分から厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和60年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している6人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年5月18日から同年7月1日までの期間については、前述のE社に出向している元従業員保管の給与明細書を見ると、B社から出向した月からE社が適用事業所となる月の前々月までは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月18日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の担当者は、「申立期間当時、B社は3か所に新店舗を開業するため、D社、E社及びA社を設立し、従業員をB社から出向させた。事務手続は3社全て、親会社である同社で行っており、給与計算業務についても、同社から同じ業者へ委託していたので、3社共に事務手続に差異はなく、保険料も翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様にB社から新店舗開業のためE社に出向している元従業員(同人のE社における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け)提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、前述のC社の担当者の「保険料は翌月控除」との陳述から判断して、当該保険料は、同年1月の保険料であると考えられ、E社が厚生

年金保険の適用事業所となった月の前月分から保険料控除を開始していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分から厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和60年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している6人（申立人を含む。）の雇用保険の加入記録から、申立期間当時、同社では、B社からの出向により、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和60年7月1日から同年8月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年5月18日から同年7月1日までの期間については、前述のE社に出向している元従業員保管の給与明細書を見ると、B社から出向した月からE社が適用事業所となる月の前々月までは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の担当者は、「申立期間当時、B社は3か所に新店舗を開業するため、A社、D社及びE社を設立し、従業員をB社から出向させた。事務手続は3社全て、親会社である同社で行っており、給与計算業務についても、同社から同じ業者へ委託していたので、3社共に事務手続に差異はなく、保険料も翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様にB社から新店舗開業のためD社に出向している元従業員(同人のD社における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け)提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、前述のC社の担当者の「保険料は翌月控除」との陳述から判断して、当該保険料は、同年1月の保険料と考えられ、D社が厚生年金保

険の適用事業所となった月の前月分から保険料控除を開始していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人及び同僚の陳述から、申立期間当時、同社では、5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、C社)から関連会社であるA社へ出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の担当者は、「申立期間当時、B社は3か所に新店舗を開業するため、A社、D社及びE社を設立し、従業員をB社から出向させた。事務手続は3社全て、親会社である同社で行っており、給与計算業務についても、同社から同じ業者へ委託していたので、3社共に事務手続に差異はなく、保険料も翌月控除であった。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様にB社から新店舗開業のためD社に出向している元従業員(同人のD社における被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日付け)提出の給与明細書を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年2月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているところ、前述のC社の担当者の「保険料は翌月控除」との陳述から判断して、当該保険料は、同年1月の保険料と考えられ、D社が厚生年金保

険の適用事業所となった月の前月分から保険料控除を開始していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月の前月分給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 60 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、22 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 60 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人及び同僚の陳述から、申立期間当時、同社では、5 人以上の従業員が勤務していたと認められることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年7月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、元年7月から同年11月までは47万円、同年12月から4年9月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年11月20日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成4年10月1日から5年11月20日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から5年11月20日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が20万円と記録されていることが分かった。申立期間は、毎月60万円前後の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年7月1日から4年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人に係る標準報酬月額は、当初、元年7月から同年11月までは47万円、同年12月から4年9月までは53万円と記録されていたところ、3年12月12日付けで、元年7月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人以外に、二人の取締役についても、申立人と同日付けで、申立人と同様に、平成元年7月1日に遡って申立期間の

標準報酬月額が 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、同社が平成3年12月以前から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

一方、商業登記の記録によれば、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正が行われた平成3年12月当時、A社の取締役であったことが確認でき、同社は、「申立人は、申立期間当時も社会保険事務を担当していた。」としているが、申立人は、「私は、昭和58年にB職に就任し、社会保険事務も担当していたが、平成元年にC職に就任してからは社会保険事務に関与しておらず、標準報酬月額の変更について説明を受けたこともない。」と陳述しており、前述の滞納処分票を見ても、事跡欄に申立人の名前が確認できるのは昭和62年4月16日が最後である上、そのほかに申立人が申立期間に同社の社会保険事務に関与していたことを示す資料は確認できず、申立人が、遡及訂正当時も同社の社会保険事務に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、上記遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、申立人について、平成元年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立期間のうち、同年7月1日から4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、元年7月から同年11月までは47万円、同年12月から4年9月までは53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年11月20日までの期間については、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により20万円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。そこで、当該期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成4年11月、同年12月及び5年2月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、平成4年10月、5年1月及び同年8月から同年10月までの期間については、給与明細書等、当時の保険料控除額を確認できる資料は無いが、その前後の期間に係る上記給与明細書の保険料控除額等から、いずれの月も26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとされていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賃金台帳により、賞与の支給及び保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人は、申立期間に12万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったとしており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月10日は50万円、同年12月28日は48万8,000円、19年7月31日は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日  
② 平成18年12月28日  
③ 平成19年7月31日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賃金台帳により、賞与の支給及び保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与支給額から、申立人は、平成18年8月10日は50万円、同年12月28日は48万8,000円、19年7月31日は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったとしており、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月10日、同年12月28日及び19年7月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 1 月 5 日から同年 7 月 27 日まで  
③ 昭和 36 年 8 月 2 日から 39 年 8 月 22 日まで  
④ 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 9 月 29 日まで  
⑤ 昭和 41 年 9 月 20 日から 42 年 9 月 1 日まで

年金事務所から届いた確認はがきを見ると、申立期間について、脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

しかし、脱退手当金を受給したとされているA社では、厚生年金保険に加入していたこと自体も知らなかったし、また、脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間④と⑤の間にあるB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間を含め同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、脱退手当金の受給要件を満たした11人のうち支給記録が確認できる者は3人のみである上、事業主は、退職者が脱退手当金を請求する場合は、直接、社会保険事務所（当時）で手続をするように説明しており、代理請求は行っていない旨を陳述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行った可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年11月は38万円、同年12月から13年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のB社における標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年4月から同年8月までは22万円、同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月1日から13年10月1日まで  
② 平成13年10月1日から16年11月1日まで

申立期間①について、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低く記録されている。

また、申立期間②について、平成13年10月からA社の関連会社であったB社に移籍し、その後、16年4月に定年延長となったことにより、給与支給額が変更されたが、それまでと同じ額の厚生年金保険料が控除されていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の



それぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における標準報酬月額については、申立人提出の確定申告書控え(平成12年及び13年分)から推定される厚生年金保険料控除額から、平成12年11月は38万円、同年12月から13年9月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成15年6月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在が不明であるため事情照会できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人提出の平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は平成17年7月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しているほか、当時の役員も、「資料は無く、厚生年金保険料の納付状況は不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成13年10月から14年11月までの期間について、申立人提出の普通預金通帳(写し)によると、当該期間に記録されている給与振込額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当時の事業主は既に死亡しているほか、当時の役員は、「当時の資料は無く、厚生年金保険料控除額等については、不明。」旨を回答している上、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持していないことから、住民税課税資料等についても調査したものの、保存年限を過ぎているため当該期間に係る保険料控除額を確認することができなかった。

また、平成14年12月から15年11月までの期間については、申立人提出の同年確定申告書控えの社会保険料の金額欄に記載された額は、オンライン記録

の標準報酬月額から算出される健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ一致している。

さらに、平成15年12月から16年3月までの期間及び同年10月については、申立人提出の賃金台帳で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該期間において控除されている厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額又は下回っている。

このほか、平成13年10月から16年3月までの期間及び同年10月について、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年10月から16年3月までの期間及び同年10月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年5月1日から16年9月1日までの期間、同年10月1日から同年12月1日までの期間及び17年1月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、14年5月から16年8月までは30万円、同年10月、同年11月及び17年1月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年8月9日、同年12月9日、16年8月9日、同年12月9日及び17年12月9日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年8月9日及び同年12月9日は32万円、16年8月9日及び同年12月9日は33万円、17年12月9日は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年5月1日から16年9月1日まで  
② 平成16年10月1日から同年12月1日まで  
③ 平成17年1月1日から同年9月1日まで  
④ 平成15年8月9日  
⑤ 平成15年12月9日  
⑥ 平成16年8月9日  
⑦ 平成16年12月9日  
⑧ 平成17年12月9日

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額より低く記録されているこ

と、並びに申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間当時の給与（賞与）支払明細書を提出するので、申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違及び標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③については、申立人提出の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額を、平成14年5月から16年8月までは30万円、同年10月、同年11月及び17年1月から同年8月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主が、当該期間について、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人提出の賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、当該期間の標準賞与額を、平成15年8月9日及び同年12月9日は32万円、16年8月9日及び同年12月9日は33万円、17年12月9日は32万円とすることが妥当である（賞与の支給日については、賞与支払明細書に記録が無く、申立人及び事業主も不明としていることから、平成17年8月の標準賞与の記録と同じ各支給月の9日とする。）。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年8月9日、同年12月9日、16年8月9日、同年12月9日及び17年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年4月1日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は17年6月1日、資格喪失日は19年4月1日であると認められることから、申立人の労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から19年2月までは20円、同年3月は90円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年12月3日まで

夫の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入記録が判明した。しかし、当該記録によると、昭和17年6月1日に資格を取得していることは確認できるものの、資格喪失年月日の記載が無いため、年金事務所では基礎年金番号に統合できない旨の回答を得た。

そこで、年金記録確認第三者委員会において調査していただき、資格喪失日の決定を行い、当該記録を基礎年金番号に統合してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人の同社における被保険者記録（資格取得日は昭和17年1月1日、資格喪失日は記載無し。）が確認でき、当該記録はオンライン記録において基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人が作成したとみられる履歴書及び申立人の弟の陳述から、申立人はA社で勤務していたものと推認できることから、当該未統合記録は、申立

人の労働者年金保険被保険者記録であると認められる。

さらに当該旧台帳の「標準報酬月額」及び「備考」欄には、申立人について、昭和19年3月に標準報酬月額の改定が行われた旨の記載が確認できることから、申立人は、少なくとも同年4月1日まではA社で継続して勤務し、労働者年金保険の被保険者であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年4月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録から、昭和17年6月から19年2月までは20円、同年3月は90円とすることが妥当である。

なお、当該旧台帳において、申立人が昭和17年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同日から同年6月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない労働者年金保険制度発足時の準備期間に当たするため、当該期間については、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

一方、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年12月3日までの期間については、当該旧台帳において、同年3月の標準報酬月額改定後の記載が確認できない。

また、当該旧台帳には、A社の事業所整理記号が記載されておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿等も見当たらないことから、同社を特定することができず、同社及び同僚等への照会を行うことができない。さらに、申立人の妻及び弟も、申立期間当時の事情を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年12月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は21年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、上記被保険者期間において、第3種被保険者であったと認められることから、申立人の被保険者種別に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から (終期は不明)

父の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店で昭和17年6月1日に資格を取得しているものの、資格喪失年月日が分からない記録が見つかった。

父は申立期間当時、A社B支店でC職として勤務していたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び労働者年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録において、申立人と同姓同名で、かつ同じ生年月日の者に係るA社B支店における被保険者記録 (資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は記載無し。) が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人の子 (三男) は、「父はC職として各地の作業現場を転々とした。勤務する作業現場が変わるごとに住所も変わったと思う。」旨陳述しているところ、戸籍の記録から、申立人が、昭和20年\*月\*日に申立人の四男の出生届をA社B支店の所在地と同じD市に提出していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の被保険者記録

であると認められるとともに、申立人は、少なくとも昭和 20 年\*月\*日まではA社B支店で勤務していたものと推認できる。

また、申立人の三男は、「申立期間当時は 6 人家族だった。父は家族の生活を支えるために空白期間無く働いていた。」と陳述しているところ、申立人の申立期間後における厚生年金保険被保険者記録を見ると、E社F支店において昭和 21 年 1 月 17 日に資格を取得し、24 年 12 月 5 日に資格を喪失した約 2 週間後の同年 12 月 20 日に I 支店において資格を再取得していることが確認でき、申立人の三男の陳述と符合する。

一方、日本年金機構G事務センターは、申立人のA社B支店における資格喪失日を特定することのできる健康保険厚生年金保険被保険者名簿等は、同社を管轄していたH社会保険事務所(当時)で昭和 28 年\*月に焼失しており、後に復元された同名簿にも申立人に係る記載は無いとしている上、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳も見当たらない。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ及び同名簿の焼失等の可能性が考えられるが、同名簿等の大規模な焼失等から半世紀を経た今日において、保険者も同名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から申立人がE社F支店で被保険者資格を取得する直前の 21 年 1 月 1 日までの期間については、申立人がA社B支店で勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が同年 1 月 1 日にA社B支店における被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月から 20 年 12 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

さらに、上記の未統合記録では、申立人の厚生年金保険被保険者種別が第 1 種被保険者と記録されているが、i) 年金事務所の担当者が「申立人の手帳記号番号の前後番号の者の記録を見ると、いずれも第 3 種被保険者となっていることから、申立人についても第 3 種被保険者で資格が取得されるべきである。」と陳述していること、ii) 申立人は、申立期間後に勤務しているE社F支店及びI支店において第 3 種被保険者として記録されていること、iii) 申立人の三男が「父はC職であった。」と陳述していること等を総合的に考慮すると、事



業主は、申立人が昭和17年6月1日に第3種被保険者として資格を取得する旨の届出を行ったと考えるのが相当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、当該被保険者名簿及び被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事実を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に行われているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成9年1月から15年3月までの期間は34万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は44万円、同年9月から同年11月までの期間は41万円、同年12月は44万円、16年1月から同年3月までの期間は38万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円、17年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は41万円、同年9月は36万円、同年10月から18年1月までの期間は41万円、同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月から同年8月までの期間は41万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月22日から18年10月1日まで

私は、平成5年12月22日から18年10月1日までの期間、A社で厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、給与支給額よりも低くなっている。同社在職中は、手取額にして30万円から35万円までぐらいの給与を受け取っていたので、申立期間について本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの

は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額（いずれの月も2万9,700円）及び報酬月額から（給与明細書が無い期間について、推定できる保険料控除額及び報酬月額を含む。）、申立期間のうち、平成15年1月から同年3月までの期間は34万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は44万円、同年9月から同年11月までの期間は41万円、同年12月は44万円、16年1月から同年3月までの期間は38万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円、17年1月は36万円、同年2月は38万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は41万円、同年9月は36万円、同年10月から18年1月までの期間は41万円、同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月から同年8月までの期間は41万円、同年9月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成9年1月から14年12月までの期間については、申立人に係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料は無いが、申立人と同職種で給与額も同じくらいであったとみられ、当該期間のうち、9年1月から13年8月までの期間の標準報酬月額が申立人と同じ18万円であることがオンライン記録から確認できる同僚提出の9年1月、10年1月、11年1月、12年1月、13年1月及び同年8月の給与明細書を見ると、給与支給額は34万円から40万円まで程度で推移し、厚生年金保険料の控除額は、いずれの月も上記申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額と同額の2万9,700円（標準報酬月額34万円）であることが確認できる。

以上のことから、申立人の平成9年1月から14年12月までの期間の標準報酬月額については、上記同僚提出の給与明細書において確認できる保険料控除額等から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、平成9年1月から18年9月までの期間について、申立人及び同僚提出の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年12月から8年12月までの期間については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年12月から8年12月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から同年7月16日まで  
② 昭和31年12月1日から34年2月5日まで

A社及びB社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度があることすら知らなかったため、脱退手当金は請求も受給もしていない。納得がいかないため調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約11か月後の昭和35年1月18日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるC社及びD社における被保険者期間並びに申立期間の直後にあるE社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、5回の被保険者期間のうち、申立期間前後の3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性6人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できるのは申立人を含めて二人だけであり、複数の同僚が、「退職するときに会社から脱退手当金について説明は無かった。」旨陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、17年6月から19年5月までは20円、同年6月は40円、同年7月から20年7月までは70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月16日まで

私は、昭和16年4月にA社B支店に入社し、終戦を迎えた20年8月15日まで同社で勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚二人の陳述から、申立人が申立期間にA社B支店で勤務していたことが推定できる。

また、申立人を記憶する上記同僚二人のほか、申立人がA社B支店に同日に入社し、一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚一人には、いずれも申立期間において同社B支店で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人を記憶する同僚の一人は、「昭和16年4月に50人程度が採用されたが、社会保険等については全員が同じ待遇だったので、申立人だけに社会保険の加入記録が無いはずはない。」旨陳述している。

さらに、A社は、「原則として、入社した者については全員、社会保険に加入させていたと思う。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の陳述及び申立人と同日に入社したとみられる同職種の同僚の記録から、昭和17年6月から19年5月までは20円、同年6月は40円、同年7月から20年7月までは70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年6月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成6年6月から同年10月までの期間は30万円、同年11月から8年2月までの期間は26万円、同年3月から同年6月までの期間並びに同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月から14年1月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から14年2月17日まで

私は、平成元年11月1日から14年2月17日までA社にB職として勤務し、毎月35万円以上の給与を受け取っていた。しかし、年金事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりもかなり低くなっている。納得できないので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成6年6月から同年10月までの期間は30万円、同年11月から8年2月までの期間は26万円、同年3月から同年6月までの期間並びに同年8月及び同年9月は28万円、同年10



月は26万円、同年11月から14年1月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、平成6年6月から8年6月までの期間及び同年8月から14年1月までの期間について、給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年11月から6年5月までの期間及び8年7月については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間の厚生年金保険料の控除額及び報酬月額を確認することができない上、同年7月については、給与明細書で前後の月の厚生年金保険料の控除額及び報酬月額が確認できるものの、前後の月の報酬月額が異なることから、当該期間の報酬月額に基づく標準報酬月額を推定することもできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無い。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細表で確認できる厚生年金保険料の控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無い。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細表で確認できる厚生年金保険料の控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年3月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年3月10日、同年12月10日、17年3月10日、18年12月8日、19年3月9日、同年7月10日、同年12月10日及び20年2月8日の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、16年3月10日は4万4,000円、同年12月10日は45万9,000円、17年3月10日は9万1,000円、18年12月8日は48万3,000円、19年3月9日は18万8,000円、同年7月10日は46万9,000円、同年12月10日は51万円、20年2月8日は19万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成20年7月10日に係る標準賞与額80万6,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、同年7月10日は80万6,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月10日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年3月10日  
④ 平成18年12月8日  
⑤ 平成19年3月9日  
⑥ 平成19年7月10日  
⑦ 平成19年12月10日  
⑧ 平成20年2月8日  
⑨ 平成20年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無い。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年3月10日、同年12月10日、17年3月10日、18年12月8日、19年3月9日、同年7月10日、同年12月10日、20年2月8日及び同年7月10日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成16年3月10日、同年12月10日、17年3月10日、18年12月8日、19年3月9日、同年7月10日、同年12月10日及び20年2月8日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年7月10日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①、②、③、④、⑥、⑦及び⑧の各期間について、A社提出の賞与支払明細表によると、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細表で確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成16年3月10日は4万4,000円、同年12月10日は45万9,000円、17年3月10日は9万1,000円、18年12月8日は48万3,000円、19年7月10日は46万9,000円、同年12月10日は51万円、20年2月8日は19万1,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間⑤について、申立人及びA社は、いずれも賞与支払明細表等の資料を保有していないが、申立人に係る平成20年度（平成19年分）市民税・県民税に関する回答書により、申立人は、当該期間においても賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成19年3月9日の標準賞与額については、上記市民税・県民税に関する回答書において確認できる社会保険料控除額から算出される保険料控除額から、18万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年3月10日、同年12月10日、17年3月10日、18年12月8日、19年3月9日、同年7月10日、同年12月10日及び20年2月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間⑨の平成20年7月10日については、A社から提出された賞与支払明細表により、当該期間に係る標準賞与額80万6,000円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額を、80万6,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和49年5月から同年8月までは6万円、同年9月は7万2,000円、同年11月から50年3月までは8万円、52年7月から同年9月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年8月26日から同年9月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成8年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成16年12月25日に支給された賞与において、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を同年12月25日は2万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月1日から54年5月21日まで  
② 昭和54年5月21日から同年6月1日まで  
③ 昭和59年12月1日から60年12月26日まで  
④ 昭和60年12月26日から61年1月1日まで  
⑤ 平成5年2月12日から8年8月26日まで  
⑥ 平成8年8月26日から同年9月1日まで  
⑦ 平成14年2月1日から17年3月28日まで

⑧ 平成 16 年 12 月 25 日

⑨ 平成 17 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②においては、B社（現在は、C社）でD業務をしていた。

申立期間③及び④においては、E社でF業務をしていた。

申立期間⑤及び⑥においては、A社でG業務をしていた。

申立期間⑦及び⑨においては、H社でI業務をしていた。

それぞれの会社の給与明細書の支給額合計とねんきん定期便の標準報酬月額が相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、明確な退職日は覚えていないが、退職月の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているのに、退職月が被保険者期間となっていないので、調査して正しい被保険者期間に訂正してほしい。

申立期間⑧においては、H社で支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに被保険者記録が無いので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額、資格喪失日及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①について、申立人提出の申立期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和49年5月から同年8月までは6万円、同年9月は7万2,000円及び同年11月から50年3月までは8万円、52年7月から同年9月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年10月、50年4月から52年6月までの期間及び同年10月から54年4月までの期間については、申立人から提出のあつ



た当該期間に係る給与明細書上の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか、又は低いことが確認できることから、当該期間について、記録の訂正を行うことはできない。

申立期間⑥について、雇用保険の加入記録及び申立人提出の給与明細書から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し、平成8年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成20年12月17日に適用事業所ではなくなっている上、事業主も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間⑧について、申立人提出の給与明細書によると、2万7,000円の標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準給与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人は、「B社において、退職月の昭和54年5月の給与から、厚生年金保険料が控除されているので、同年5月を被保険者期間として認めてほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立人は、B社における離職日を記憶していない上、雇用保険の加入記録における離職日は昭和54年5月20日となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

さらに、申立人の離職日及び厚生年金保険料控除について、C社は、「雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が一致しているのであれば、申立人は昭和54年5月20日に離職していると思う。また、当時も保険料控除は当月控除方式であり、給与締日を毎月20日としているので、退職日が20日の従業員の給与からは、現在も厚生年金保険料を控除している。退職月の保険料控除が不要であることは知らなかった。」旨の陳述をしている。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められており、また、同法第 14 条において、資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和 54 年 5 月 21 日であり、制度上、申立人の主張する同年 5 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録のある 17 人を抽出し、所在の判明した 10 人に照会し、8 人から回答があったものの、申立人の申立期間における在職についての陳述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立期間③について、申立人から提出のあった E 社に勤務した申立期間に係る給与明細書上の控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低い額となっていることが確認できることから、申立期間について記録の訂正を行うことはできない。

申立期間④について、申立人は、「E 社において、退職月の昭和 60 年 12 月の給与から、厚生年金保険料が控除されているので、同年 12 月を被保険者期間として認めてほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立人は、E 社における離職日を記憶していない上、雇用保険の加入記録における離職日は昭和 60 年 12 月 25 日となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

また、申立人の離職日及び厚生年金保険料控除について、E 社は、「申立期間当時の資料が残っていないので、はっきりしたことは分からないが、当時から保険料控除は当月控除方式で、給与締日及び支給日は毎月 25 日としており、退職日が 25 日の従業員の給与からは、現在も厚生年金保険料を控除している。締日に合わせて保険料を控除しており、退職月の保険料控除が不要であることは知らなかった。」旨の陳述をしている。

一方、厚生年金保険法では、上記のとおり、第 19 条において被保険者期間は、その資格を喪失した月の前月までと定められており、また、同法第 14 条において、資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 60 年 12 月 26 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録のある 7 人を抽出し、所在の判明した 6 人に照会し、5 人から回答があったものの、申立人の申立期間における在職についての陳述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間④において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立期間⑤について、申立人から提出のあったA社に勤務した申立期間に係る給与明細書上の控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致しているか又は低い額となっていることが確認できることから、申立期間について記録の訂正を行うことはできない。

申立期間⑦について、申立人から提出のあったH社に勤務した申立期間に係る給与明細書上の控除額及び同社提出の賃金台帳に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低い額となっていることが確認できることから、申立期間について記録訂正を行うことはできない。

申立期間⑨について、申立人は、「H社において、退職月の平成17年3月の給与から、厚生年金保険料が控除されているので、同年3月を被保険者期間として認めてほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立人は、H社における離職日を記憶していない上、H社提出の資格喪失確認通知書における資格喪失日は平成17年3月28日（平成17年3月27日離職）、労働者名簿及び雇用保険の加入記録における離職日は同年3月28日となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

また、H社へ申立人の離職日及び厚生年金保険料控除について照会したところ、同社は、「申立人の離職日が厚生年金保険の記録と労働者名簿及び雇用保険の加入記録とが1日相違していることについては、出勤簿が残っていないことから不明であるが、当時も保険料控除は当月控除方式で、申立期間当時は、月末以外の退職であっても、退職月の給与から厚生年金保険料を控除していた。後日、社会保険事務所から、保険料控除は資格喪失月の前月までということを知り、申立人の退職月に係る保険料控除は事務過誤であったことが分かった。」旨の陳述をしている。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、被保険者期間は資格を喪失した月の前月までとされており、また、同法第14条において、資格喪失の日はその事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の主張する平成17年3月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録のある4人を抽出し、所在の判明した3人に照会し、2人から回答があったものの、申立人の申立期間における在職についての陳述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑨において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成12年12月から16年12月までの期間は50万円、17年1月から同年3月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から17年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、約50万円の給与を支給されていたので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の普通預金元帳（給与振込記録）、同僚提出の申立期間に係る給与明細書及び給与振込通帳並びにB市提出の申立人に係る平成16年及び17年の給与支払報告書により推認できる給与支給額（同僚提出の給与明細書に記載されている「非税通勤費2万5,000円」については、事業主が「マイカーの業務使用費として支給している。」と陳述していること、及び支給額が他の同僚と同額であることから、報酬月額に含まれる通勤費には該当しないと考えられ、また、申立人も、「申立期間に

2万5,000円の非税通勤費が支給されていたと思う。」と陳述しているため、当該給与支給額は非税通勤費2万5,000円を除いた額とすることが相当である。)から、申立期間のうち、12年12月から16年12月までの期間は50万円、17年1月から同年3月までの期間は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため納付したか否か不明としているが、上記の給与明細書及び給与支払報告書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年4月から同年6月までの期間については、申立人に係る同年4月から同年6月までの賃金台帳によると、いずれの月も給与支給額に相当する標準報酬月額は26万円(保険料控除額に相当する標準報酬月額はいずれの月も32万円。)であり、当該期間にオンライン記録上の標準報酬月額(36万円)を上回る給与は支給されていないことから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月24日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の職員カード及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和40年6月24日にA社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成19年5月から同年7月までの期間は13万4,000円、同年8月から20年10月までの期間は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月1日から20年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年5月から同年7月までの期間は13万4,000円、同年8月から20年10月までの期間は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていないとしてい

ることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成18年11月から19年1月までの期間は14万2,000円、同年2月から同年7月までの期間は15万円、同年8月から20年11月までの期間は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月1日から20年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年11月から19年1月までの期間は14万2,000円、同年2月から同年7月までの期間は15万円、同年8月から20年11月までの期間は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていないとすることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成18年11月から19年1月までの期間は14万2,000円、同年2月から同年7月までの期間は15万円、同年8月から20年12月までの期間は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月1日から21年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年11月から19年1月までの期間は14万2,000円、同年2月から同年7月までの期間は15万円、同年8月から20年12月までの期間は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立てどおりの届出や保険料納付を行っていないとしていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月11日

申立期間に支給された賞与が年金事務所に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書により、申立人は、平成15年7月11日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年7月29日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月11日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

申立期間に支給された賞与が年金事務所に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書により、申立人は、平成19年12月14日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年7月29日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

申立期間に支給された賞与が年金事務所に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書により、申立人は、《申立期間》（別添一覧表参照）に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年7月29日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10959	男		昭和34年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日	19万円 18万円
10960	男		昭和28年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日	15万円 14万円 12万円 10万円
10961	女		昭和48年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日	18万円 17万円 17万円 16万円 13万円 13万円
10962	男		昭和27年生 (死亡)		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	16万円 15万円 14万円 13万円 6万円 6万円 10万円 10万円 10万円
10963	男		昭和16年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日	5万円 4万円 3万円 3万円
10964	女		昭和19年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日	17万円 16万円 3万円 3万円
10965	男		昭和22年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日	18万円 16万円 15万円 14万円 12万円 12万円 13万円 13万円



番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10966	男		昭和24年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	18万円 17万円 16万円 14万円 7万円 10万円 13万円 13万円 13万円 13万円
10967	男		昭和44年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	18万円 16万円 15万円 14万円 10万円 10万円 13万円 13万円 13万円 13万円
10968	男		昭和27年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	16万円 15万円 14万円 13万円 6万円 8万円 10万円 10万円 10万円 10万円
10969	男		昭和24年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	16万円 15万円 14万円 13万円 6万円 8万円 10万円 10万円 10万円 10万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10970	男		昭和24年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	14万円 10万円 10万円 9万円 5万円 5万円 8万円 9万円 10万円 10万円
10971	男		昭和55年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	10万円 9万円 10万円 8万円 5万円 6万円 10万円 10万円 12万円 14万円
10972	男		昭和25年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	20万円 18万円 18万円 15万円 8万円 8万円 10万円 10万円 10万円 7万円
10973	男		昭和22年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日	16万円 15万円 14万円 13万円 6万円 8万円 10万円 10万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10974	男		昭和23年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	19万円 18万円 16万円 15万円 10万円 15万円 18万円 18万円 18万円 18万円
10975	男		昭和29年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	19万円 18万円 18万円 17万円 14万円 17万円 20万円 20万円 20万円 20万円
10976	男		昭和51年生		平成15年7月11日 平成15年12月12日 平成16年7月9日 平成16年12月10日 平成17年7月15日 平成17年12月15日 平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	20万円 20万円 20万円 20万円 15万円 20万円 21万円 21万円 21万円 21万円
10977	男		昭和34年生		平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	4万円 6万円 6万円
10978	女		昭和33年生		平成18年12月15日 平成19年7月13日 平成19年12月14日	6万円 12万円 15万円

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年7月までの期間、44年8月から45年7月までの期間、46年3月から同年5月までの期間、47年10月から56年6月までの期間、58年1月から59年3月までの期間及び同年8月から平成6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年7月まで  
② 昭和44年8月から45年7月まで  
③ 昭和46年3月から同年5月まで  
④ 昭和47年10月から56年6月まで  
⑤ 昭和58年1月から59年3月まで  
⑥ 昭和59年8月から平成6年1月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和40年頃に父が行ってくれたと思う。また、国民年金保険料についても、父に任せていたので納付してくれたと思う。

その後、昭和47年以降は自身で国民年金保険料を納めるようになり、48年に結婚してからは当時の妻に保険料の納付を任せていたので、元妻が納付してくれていたと思う。

昭和50年頃にはA業務の会社を起業したが、仕事が潤沢に有り経済的に余裕があったので国民年金保険料を支払っていたと思う。51年頃にB市役所の窓口及び同市役所から来た集金人に保険料を支払った記憶もある。

昭和56年以降は自営業で利益が有ったので国民年金保険料を支払っていたと思う。

納付した事実を証明する領収書等は残っていないが、加入当初から国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、その父親が昭和 40 年頃に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 8 月 3 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、制度上、時効により、納付することはできない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要なところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、申立期間②の前に死亡しているため、申立期間②及び③の保険料を納付していたとは考え難い上、申立人の父親が保険料を納付していたことを申立人に伝えたと言われる申立人の次兄も既に死亡しているため、これらの者から申立人に係る加入手続及び保険料納付の詳細を確認することができない。

加えて、申立人の両親はいずれも国民年金に加入した記録が無く、申立期間当時に申立人及びその両親と同居していた申立人の長兄についても、申立期間①当時は申請免除（全額）となっている。

申立期間④について、申立人は、昭和 47 年以降は自身が C 市役所で、その後 48 年に結婚してから 49 年頃までは元妻が、51 年には自身が B 市役所等で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年に払い出されており、この時点において、制度上、時効のため、申立人は、申立期間④のうち、54 年 3 月以前の期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、前述のとおり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間④のうち、昭和 54 年 4 月以降の期間の国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号の払出時点で過年度納付が可能であるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、56 年 7 月から 57 年 3 月までの保険料は納付されているものの、昭和 55 年度欄に「56 催」、56 年度欄に「57 催」の記載の有ることが確認でき、手帳記号番号の払出し後も当該期間に係る保険料が未納の状態になっていたことがうかがえる。

加えて、申立人が、昭和 49 年頃に国民年金保険料の納付を任せていたとする元妻は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立人の保険料のみを

納付していたとは考え難い。

申立期間⑤について、申立人は、その妻と共に自営業に従事しており、業績が好調であったので、国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立人の妻（外国籍）は、外国籍の者に国民年金制度が適用されることとなった昭和 57 年 1 月から平成 6 年 1 月までの期間について、国民年金保険料を納付していないことが確認できる。

また、申立人は、「B 市役所から保険料の未納分の請求があり、集金人が来たので保険料を支払った記憶がある。手元にあった 10 万円を支払ったが、領収証はもらえず、後日請求したが結局持って来なかった。」と陳述しているものの、B 市の国民年金被保険者名簿の納付記録は、オンライン記録と一致して、未納となっていることが確認できる。

申立期間⑥について、申立人は、自営業が順調で経済的に余裕があったので、国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、オンライン記録を見ると、申立人の妻に係る当該期間の国民年金保険料は、申立人と同様に、上述のとおり未納となっている。

また、申立人は、申立期間に国民年金保険料を支払う資力があつたと主張する一方、「借金がたくさんあり、税金の未納もあつた。」と陳述しており、このほかに申立人から、申立期間の保険料の納付について具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿の納付記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から53年8月まで

私は、出産のため昭和52年12月に会社を退職後、A市役所に国民年金と厚生年金保険の2冊の年金手帳を持参して同年12月から国民年金保険料を納付してきた。

昭和53年9月にA市役所で国民年金保険料を納付した際、職員から「今月から納付方法が納付書方式に変更されたので、古い手帳を回収する。」と言われ、申立期間の領収印があった私の古い国民年金手帳が回収され、現在所持する年金手帳が交付された。

証拠となる国民年金手帳が回収されてしまい、納付を証明することはできないが、私は間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付していたので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録等によると、申立人が会社を退職した昭和52年12月の約9か月後である53年9月22日に初めて国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、その記録は、申立人が所持する国民年金手帳に記載された資格取得日及び手帳発行日と一致する上、同年8月以前の印紙検認記録欄には「不要」のゴム印が確認できる。この場合、申立期間は、任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、現在所持する国民年金手帳の前に古い年金手帳を所持し、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間当時の住所地である

A市及び結婚前の住所地であるB市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、古い年金手帳の入手方法及び国民年金の加入手続について、その時期を含めて具体的なことは覚えていないと陳述している。

さらに、申立人は、昭和53年9月にA市役所で国民年金保険料を納付した際、職員から「今月から納付方法が納付書方式に変更されたので、古い手帳を回収する。」と言われ、古い国民年金手帳が回収され、現在の年金手帳が交付されたと申し立てているところ、当時における同市の広報誌を全て視認したほか、同市にも照会したが、これまで同市において国民年金手帳を回収する取り扱いが行われた事実は確認できない上、同市が保険料の納付方法を納付書による自主納付方式に変更したのは、翌年の54年4月からであるとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は、平成5年3月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替  
手続をした記憶はないが、申立期間の国民年金保険料の請求書が毎月のよう  
に届いていたのを記憶している。

申立期間当時は国民年金保険料を納付していなかったが、父が平成6年2  
月又は同年3月頃に、申立期間の保険料を減額してもらおう交渉をするため、  
A市役所へ行った。その結果、保険料の減額承認を受け、減額された納付書  
が届くと、その納付書で父が金融機関かどこかで一括して納付してくれたと  
思うが、父は既に亡くなっているため、詳細については分からないし、当時  
の領収証書も無い。

申立期間が未納とされていることは納得できないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月に会社を退職後、申立期間の国民年金保険料の請求  
書が毎月のように届いており、申立人の父親が減額された申立期間の保険料を、  
6年2月又は同年3月頃に一括して納付してくれたと思うと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、平成6年7月22  
日に加入手続が行われていることが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名  
簿により確認できる上、この加入時期からすると、申立期間当時において加入  
手続前の期間の国民年金保険料の請求書が毎月のように届くことは考え難い  
など、申立人の主張に不自然な点が見受けられる。

また、申立期間当時は、国民年金保険料を減額する手段として全額免除制度  
しかなく、一部免除の制度は導入されていないことから、減額された保険料を  
納付したとする申立内容は、当時の実態と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、申立期間当時における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年4月まで

私が国民年金に加入した昭和43年4月当時は、専門学校の学生であったため、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

その後、昭和46年4月から父が経営するA社に勤務するようになったが、父は家族及び従業員を大切に、支払関係もきちんとする人であったので、他の従業員の分も含めて会社からまとめて国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の2年間は私だけ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB市C区の国民年金被保険者名簿によると、昭和43年4月から申立期間直前の46年3月までの国民年金保険料を納付した後、婚姻届出直前の同年4月12日にB市D区へ転出した記載が確認できる一方、転出先である同区の被保険者名簿を見ると、申立人の長女が出生した時期の47年1月20日になって、C区から転入した記載が確認できる。このことから、申立人の国民年金の住所変更手続きが適切に行われず、いずれの区においても申立人が国民年金被保険者として把握されていないものと考えられるほか、転居後のD区の被保険者名簿においては、申立期間を含めて保険料が納付されたことをうかがわせる事跡は見当たらない。

また、申立人の父親が経営するA社は、申立期間直後の昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、申立人は、申立人が指名した二人の当時の従業員と一緒に、同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが同社の事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びそれぞれ

れのオンライン記録により確認できるとともに、当該従業員について、申立期間当時における国民年金保険料の納付状況を調査すると、一人は、申立期間を含めて保険料の納付実績が無く、申立人が親戚であるとするもう一人の従業員については、申立期間を含む45年4月から48年3月まで保険料を納付済みであるところ、当該保険料について、同従業員の妻は、自身が区役所へ出向いて納付していたものであると陳述していることなどを踏まえると、申立人の父親が他の従業員を含めて会社からまとめて納付してくれていたとする保険料は、申立期間後における従業員の厚生年金保険等の社会保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の納付状況は不明である上、父親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年3月まで期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から55年3月まで  
② 昭和59年4月から61年3月まで

私は、A社を退職した昭和54年9月頃にB市役所（現在は、C市）で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を毎月役場で納付した。55年4月に就職したときに国民年金の喪失手続をしたが、その就職先では厚生年金保険に加入できなかったため同年11月に再び国民年金に加入し保険料を納付した。

昭和59年4月にD社を退職したため国民年金の加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の記録が納付済みとなっていないのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和54年9月頃にB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を毎月市役所で納付し、また、59年4月にD社を退職したため国民年金の加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和55年12月1日にE市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、同年11月20日に任意により国民年金被保険者資格を取得している記録が確認できるが、それ以前の資格に関する記録は無く、申立人が国民年金の加入手続を行ったとするB市においては、申立人の国民年金被保険者資格の取得及び保険料納付に関する記録は見当たらない。

また、申立人の国民年金の資格について、オンライン記録を見ると、昭和54年9月1日の資格の取得及び55年4月の資格の喪失は平成12年11月14日に記録を追加されていることが確認でき、記録が追加されるまでは申立期間①は国民年金の未加入期間であったことから国民年金保険料は納付できず、記録の追加の時点において申立期間①の保険料は時効により制度上、納付することはできない。

加えて、申立人が所持する年金手帳を見ると、初めて国民年金被保険者となった日が昭和55年11月20日となっており、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続を行っていないと考えられる。

次に、申立期間②について、申立人が昭和58年10月頃から居住していたと述べるF市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年4月8日に国民年金の任意資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得した記録が確認できるが、申立期間②の国民年金の資格を取得した記録は無く、申立人が所持する年金手帳にも、国民年金の加入期間を示す記録欄に申立期間②の期間の記載が無いことから、申立人は、申立期間②に係る国民年金の加入手続を行っていないと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間②は、国民年金の加入期間となっておらず、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 2 月及び同年 3 月、63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間並びに 3 年 2 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月  
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで  
④ 平成 3 年 2 月から 6 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 3 月の結婚以来、A 市で元夫と共に店を経営していた。国民年金保険料は、元夫が毎週一回程度の頻度で店に出入りしていた銀行員に夫婦二人分を渡して納付していた。

申立期間①から④までの 55 か月の国民年金保険料が未納となっていることが判明したが、納付していたはずであり、納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を元夫が夫婦二人分を納付したと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立期間①直前の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの申立人の国民年金保険料は現年度納付されているものの、元夫の保険料は過年度納付されており、元夫婦の納付状況は一致せず、申立期間②、③及び④の元夫の保険料も未納となっており、申立内容と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人及びその元夫の申立期間③直後の平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間及び申立期間④直後の 6 年 4 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料を免除申請していることが確認でき、申立期間③及び④当時の保険料の納付が困難な事情があったことがうかがわれる。

さらに、申立期間は 4 つの期間で合計 55 か月に及んでおり、毎週一回程度

の頻度で来ていた銀行員に定期的に渡していたとする当該期間の国民年金保険料の収納及び納付記録に、これだけ複数回及び長期間にわたり連続して事務的過誤があったとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については申立人の元夫が行っており、申立人自身は関与しておらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年12月まで  
国民年金への加入手続は、時期は不明であるが、私がA市役所で行った。  
詳細な時期は不明であるものの国民年金保険料の未納があるという通知が来て、当時、私には支払えない額だったが、父が13万円ぐらいを出し一括で納めたことを覚えており、調査の上審議を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年2月に払い出されており、前後の手帳記号番号の記録から、申立人の国民年金の加入時期は、同年1月頃に行われており、この加入手続の時点において、申立期間の国民年金保険料は、既に時効の成立により、制度上納付することができない。

また、申立人の特殊台帳及びA市の被保険者名簿から、申立期間直前の昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料は55年1月30日に過年度納付されており、この過年度納付の時点で納付可能な52年1月までの保険料を遡って納付したと考えられる。

さらに、申立人はその父親が国民年金保険料の納付のために出してくれた金額は13万円ぐらいだったと思うと申し立てしているところ、申立期間及び申立期間直後の昭和52年1月から54年3月までの保険料額は7万1,760円となり、申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間及び過年度納付の国民年金保険料を申立人が納付したのか、その両親が納付したのか覚えていないと陳述しており、納付場所及び納付方法等の具体的な陳述は得られず、申立人の両親も既に死亡しているため、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取

ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から61年3月まで

夫が国民年金を納めていたので、私も昭和52年7月に会社を退職した後は国民年金に加入するべきだと思い、A市役所で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が市役所から送られて来た納付書で夫婦二人分を銀行で毎月納めていた。

夫の事業からの収入は安定しており、納付に影響することはなかったもので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和52年7月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人が、仮に、退職後に加入手続を行っていたとすれば、申立期間当時のA市に保管されていた申立人の国民年金被保険者名簿（紙台帳）において、再取得の記録が確認できるはずであるが、当該被保険者名簿には、昭和51年5月に国民年金被保険者資格を喪失して以降、国民年金被保険者資格を再取得した記載はなく、申立人の主張と符合しない。

また、申立人のオンライン記録を見ると、申立人の昭和52年7月1日の国民年金被保険者資格の再取得日は60年12月に記録が追加されていることから、当該記録の追加が行われるまでは、申立期間は国民年金未加入期間であったと推認される。

さらに、上記記録の追加の時点において、申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、その納付書の入手方法、納付方法及び納付場所等についての申立人の記憶は明確ではなく、一方、申立期間のうち、同年4月から61年3月まで

の保険料は現年度納付が可能であるものの、その直後の同年4月から平成元年3月までの保険料が申請免除されていることから、当該期間の保険料の納付についても困難な事情があったことがうかがわれる。

加えて、申立期間は105月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで

私は、勤務先を退職後の昭和 55 年 8 月頃に、A 市役所で国民年金保険料の納付について相談し、その時、職員から「国民年金は強制加入ではない。保険料は遡って、あとから納付できる。」と聞いた。

その後、昭和 56 年 3 月頃、A 市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を 3 万円又は 4 万円を納付した時、5,000 円又は 6,000 円ぐらいのおつりをもらい、領収書をもらったように記憶している。

国民年金の加入手続については、昭和 55 年 8 月頃又は 56 年 3 月頃のどちらの時期に行ったのかは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後、昭和 55 年 8 月以降、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、56 年 3 月頃に同市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、56 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得しているが、申立期間において、国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号は記載されておらず、申立人が国民年金に加入した記録は無い。

さらに、昭和 56 年 3 月頃、A 市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を現金で納付したと申し立てているところ、同市では、市役所窓口で保険料の

現金納付は取り扱っていなかったと回答している。

加えて、A市では、被保険者が、仮に、納付書を持参していなかった場合、市役所窓口で国民年金の加入の有無を確認後、納付書を発行し、庁舎内の金融機関での国民年金保険料の納付を案内していたと回答しているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付書は、いつどのように入手したのか覚えておらず、同市役所内の金融機関の窓口では保険料を納付したことはないと陳述しており、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年12月まで

私は、学校卒業後、A市の叔父の店で住み込みで働いていたが、当時、叔父から「国民年金の加入手続に行け。」と言われていた。

昭和47年4月に、私はA市役所B支所に国民年金の加入手続に行ったところ、まだ、19歳だったので、職員から「誕生日月に来て下さい。」と言われて、何もせずに追い返されたこともあったものの、それ以降、時期は覚えていないが、国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、はっきりとは覚えていないが、叔父が叔父夫婦の保険料と一緒に店に来ていた銀行員に納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、当時、同居していた申立人の叔父が申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人は自身がA市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月1日に職権で払い出されていることが確認できることから、申立人自らの意志で加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金保険料は当時、同居していた申立人の叔父夫婦の分と一緒に叔父が納付していたと申し立てているが、特殊台帳を見ると、申立期間直前の昭和48年4月から49年6月までの期間、申立期間後の51年1月から同年3月までの期間、同年10月から52年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から54年3月までの期間については、

申立人は現年度保険料が未納となった後、過年度納付されているものの、申立人の叔父夫婦は現年度納付されており、申立人及びその叔父夫婦の納付状況は一致しない上、申立人の保険料の納付について、過年度納付が繰り返されていることから、納付が困難であった事情がうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付は申立人の叔父が行っていたとするのみで、申立人自身は直接関与しておらず、一方、申立人の叔父夫婦に聞き取り調査を行ったが、具体的な陳述は得られず、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から平成9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から平成9年2月まで

私の国民年金記録は、昭和51年4月から平成9年2月までが未納期間、同年3月から現在までが国民年金保険料免除期間となっている。

しかし、未納期間については、昭和51年4月から、父が私に代わって国民年金保険料の免除申請手続きをしてくれたと思う。

また、私が27歳頃のゴールデンウィーク明けであったと思うが、市役所あるいは社会保険事務所（当時）から中年女性が自宅に来て、国民年金保険料を支払ってほしいと言うので、無職であることを伝え、「免除もありますから。」と言って、カバンから書類を取り出し私の印鑑を押して手続きをしてくれた。それ以後、こんなことが何年か続いたと記憶している。

申立期間が免除となっていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月から平成9年2月までの期間について、申立人及其の父親が国民年金保険料の免除申請を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、オンライン記録を見ると、平成9年5月22日に申立人の基礎年金番号が付番されていることが確認できる上、申立人の前後の基礎年金番号の被保険者記録から、申立人は同年4月頃に加入手続を行ったものと推定される。

また、申立人の免除に関する記録を見ると、平成9年4月15日に初めて免除申請が行われ、同年3月から現在まで国民年金保険料を免除されていることがオンライン記録から確認できるところ、制度上、免除申請は申請を行った月の前月までしか遡れないので、当該基礎年金番号では、申立期間の免除申請をすることはできない。

さらに、申立人は、申立期間当初の昭和 51 年頃の免除申請手続については、申立人自身は関与しておらず、手続を行ったとする申立人の父親も既に死亡しており、当該免除手続の具体的な時期及び方法については不明である一方、申立人は、免除申請をした際の記憶を申立書類に記載していることから、申請をした時期及び当時の手続状況等の詳細について、更に申立人に対して照会したところ、断定できないものの 27 歳(昭和 53 年)頃から当該手続を行った旨の回答は得られたが、その回答書面から、申立期間に免除申請の手続を行ったとする具体的な事情はうかがえず、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間は 251 月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月及び同年12月並びに12年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年11月及び同年12月  
② 平成12年4月から同年7月まで

私は、派遣社員として多くの会社で勤務をしていたこともあり、国民年金の未加入期間が複数あったが、次の仕事が見つかり収入が安定した頃に、必ず、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた。

申立期間①及び②の国民年金の加入手続は、私自身が、平成12年10月頃にA市役所で行った。

その後、平成12年11月に銀行から10万円を引出して同年の年末に、B銀行（現在は、C銀行）D支店で、申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付したと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことが確認できる平成12年の確定申告書（控え）を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年10月頃に申立期間①及び②の国民年金の加入手続を行い、同年の年末にB銀行D支店で申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付したと申立てている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人の国民年金の再加入時期をみると、申立人が平成11年11月19日及び12年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを原因として、13年8月23日及び14年2月20日に「未加入期間国年適用勧奨」がそれぞれ行われていることが確認できることから、少なくとも当該勧奨時点において、申立人は、国民年金の再加入手続を行っていなかったものとするのが自然である。また、同記録を見ると、申立人が15年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを原因として16年

5月25日に行われた「未加入期間国年適用勧奨」の適用年月日が、11年11月19日に遡って適用されていることが確認できることから、申立人の国民年金の再加入手続は、16年5月25日以降に行われたものと推測できる。したがって、申立期間①及び②は当該再加入手続の時点までは、国民年金に未加入であり、その時点において申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により、制度上、納付することができない。

さらに、申立期間②について、申立人が、国民年金保険料を納付した際に使用した納付書と同じ様式であるとして提出している納付書は、過年度保険料の納付書であるところ、A市は、申立期間当時、申立期間②の現年度保険料を、過年度保険料の納付書で納付することはできないと回答していることから、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

また、申立人が申立内容のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録において、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が提出している平成12年分の確定申告書（控え）に記載されている社会保険料控除額の8万9,300円（種類欄は空欄）は、申立期間①及び②の国民年金保険料の合計額7万9,800円と異なっているところ、申立人が保管していた国民健康保険料の納入通知書及び領収証書により、同年の申立人世帯の国民健康保険料の納付額は8万4,920円であることが確認できることから、当該社会保険料控除額には申立人の国民健康保険料が含まれていることが推測できる。したがって、申立人が主張する国民年金保険料が含まれていたとは考え難い。なお、A市は「平成12年4月1日から同年8月2日まで、申立人が国民健康保険に加入していた記録が確認できるが、その期間の国民健康保険料の納付額の記録は、被保険者資格の喪失後5年経過で廃棄するため確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことがわかる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から63年3月まで

私は、父が経営する会社に就職し、保険は全て父に任せていた。亡き父から、父が私の国民年金の加入手続を行い、父が国民年金保険料を納付していたと聞いている。しっかりした父で、保険料を納付していたはずなので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況、A市の被保険者に係る国民年金の記録及び国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和63年8月頃に加入手続が行われたものと推認され、申立人が資格取得の要件を満たした56年6月17日まで遡って国民年金の強制被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、申立人が所持する年金手帳の資格取得日とも一致している。

この場合、申立期間は、加入手続前の期間であり、それまで国民年金保険料を納付することができないものと考えられる上、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、昭和61年6月以前の保険料は、時効により納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、別途、社会保険事務所（当時）の納付書で納付しなければならない過年度保険料であるが、申立人は、申立期間当時の保険料納付に直接関与し

ておらず、申立人の保険料を納付してくれていたはずであるとする申立人の父親も既に亡くなっていることから、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、加入手続及び国民年金保険料の納付を申立人の父親が行ったと陳述しているところ、申立人に係るA市の国民年金の記録を見ると、申立人の保険料は、申立人が国民年金に加入した直後の昭和63年10月から、申立人の父親の銀行口座から振替が開始されていることが確認できるものの、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の両親及び兄夫婦に係る同市の国民年金の記録を確認すると、当該4人共に申立期間内の62年4月から、申立人の父親の銀行口座から保険料の振替を開始していることが確認でき、当該納付時点において、申立人の父親が、申立人の保険料のみを口座振替とせずに納付書で納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、年金手帳は、現在所持しているものだけであると陳述している。

加えて、申立期間は6年10か月と長期間であり、行政がこれほどの長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理の事務処理を連続して誤るとは考え難い上、申立人の父親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 5652 (事案 1662 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は昭和43年5月19日、結婚に伴いA市からB市に転居し、婚姻先が事業をしており、事務所に集金人が来ていたので、私の国民年金保険料を義母が夫、義父母及び義姉分と一緒に国民年金保険料を納付してくれたと思う。

一緒に納付していた夫、義父母及び義姉の国民年金保険料が納付済みであるのに、私の昭和43年4月から45年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

以上について、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、昭和44年4月から45年3月までの記録訂正は認められるが、申立期間の記録訂正は認められないとの回答を受けたが、平成21年11月26日付け及び22年8月17日付けの新聞に国民年金の加入期間の空白期間が2年以内であれば、記録訂正が認められると記載されており、義母が間違いなく国民年金保険料を納めていたので、申立期間について再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、i) 申立人は、昭和43年5月に婚姻後、申立人の義母が、申立人の夫、義父母及び義姉分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てしているところ、夫、義父母及び義姉の保険料は、申立期間を含む国民年金加入の全期間を完納されており、申立人の保険料の納付を担っていた申立人の義母の保険料の納付意識は高いものと考えられること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の38年4月にA市で払い出され、転居後のB市でも44年10月に再度払い出されていることが確認でき、申立人が所持している45年12月10日付け再発行の国民年金手帳を見ると、同年11月10日に同年4月から同年12月までの9か月の現年度保険料を納付した後、

46年1月から48年3月までの保険料を申立人の夫と同一日に現年度納付していることが確認できることから、申立人の義母が家族5人分の保険料を集金人に納付していたとの申立内容と符合すること、一方、iii) 申立期間の保険料はA市で払い出された手帳記号番号により現年度納付することは可能であるが、B市において、44年10月に新たな手帳記号番号が払い出されている状況からみて、B市への住所変更手続は取られていなかったと考えられること、iv) 申立人は集金人に納付したとしているが、同年10月払出しの手帳記号番号によっては申立期間の保険料は過年度保険料となり集金人に納付することはできないこと、v) 申立人は、婚姻後の国民年金の手続及び保険料納付は申立人の義母が行い、申立人自身は関与していないことから、納付状況等が不明であり、そのほか申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月6日付けで、昭和44年4月から45年3月までの年金記録の訂正は必要であるが、申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

そこで、申立人は、平成21年11月26日及び22年8月17日の新聞に国民年金については納付記録の無い期間が2年以内であれば、新たに記録訂正が認められることになったことが記載されていたことを新たな事情として再申立てを行っているが、当該内容は、社会保険事務所（当時）の窓口での職権訂正について厚生労働省が新たに基準を示したことに關するものであり、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す新たな事情には該当しない。

また、今回も、申立人から当時の事情について聞き取り調査を行ったが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、死亡した申立人の義母が行い、申立人自身は一切関与していないとしており、加入手続、納付状況等の具体的事情を聴取することができず、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大阪国民年金 事案 5653 (事案 15 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間について、市の委託集金人に、国民年金保険料として 100 円を毎月納付していたが、年金記録では未納とされている。このため、記録の訂正を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。しかし、私の国民年金手帳によると、その発行日については昭和 40 年 1 月 26 日と記載されているにもかかわらず、同委員会からの通知には、1 年間違って 41 年 1 月 26 日と記載されている。国民年金手帳の発行日は重要であり、間違った発行日に基づいて審議された同委員会の結論には納得できないので、再申立てを行う。

また、私が国民年金保険料を納付した証人として、一緒に働いていた A 氏を探し出し、同氏の手紙を提出したが、本人を呼んでの聞き取りもなく、記録の確認作業が不十分と思われるし、申立期間の納付記録が消されたことに強い憤りを覚えるので、私の人生に汚点を残さないためにも、認められるまで訴えていくつもりだ。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月まで)に係る申立てについては、  
i) 国民年金手帳の契印は、納付の有無にかかわらず、押した上、印紙検認台紙部分を切り離すことと定められており、申立人が居住していた市においても同様の取扱いが行われていたことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に係る左側の印紙検認記録欄には、印紙検認方式により国民年金保険料を納付した場合に押されるはずの検認印が押されていないこと、  
ii) 市の委託集金人制度は、昭和 38 年 4 月から開始されたことが確認でき、申立期間のうち、37 年 2 月から 38 年 3 月までの期間についての申立て

は、この事実と矛盾していること、iii) 申立人が所持する国民年金手帳は、41年1月26日（正しくは、昭和40年1月26日）発行のものであり、申立期間のうち、37年10月から39年9月（正しくは、昭和39年3月）までについては、過年度納付となるため集金人による印紙納付はできず、37年2月から同年9月までの分については、時効により納付できない期間となる上、別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年1月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の始期を昭和38年4月に変更した上、i) 当委員会からの上記の通知において、申立人の国民年金手帳の発行日が間違っただけで記載されていること、ii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを陳述してくれるとする元同僚に対して、直接呼んで聞き取りを行っていないことから、調査及び審議が不十分であると主張している。上記の通知によると、国民年金手帳の発行日の記載等に誤りが確認できるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳の発行日と同日である40年1月26日に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続が行われたものと推認できる上、上記の元同僚から、再度、当時の状況を聴取したところ、元同僚は、申立人と一緒に保険料を納付していたと思うが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無いとしており、申立人の申立期間に係る保険料の納付が行われたことをうかがわせる事情とまでは認められないことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から8年4月までの期間、同年9月から9年5月までの期間及び10年11月から13年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から8年4月まで  
② 平成8年9月から9年5月まで  
③ 平成10年11月から13年12月まで

私は、自分がいつどうやって国民年金に加入したか、はっきりしないが、国民年金保険料については、過去に滞納していた期間があり、何度か電話、書類及び役所の職員による自宅への訪問などにより、督促を受けていた記憶がある。

この未納保険料については、私の母親が、現在（平成23年3月）から数えて10年から12年ないし13年ほど前に、郵送されてきた複数枚の納付書を用い、郵便局の窓口で一度にまとめて30万円ないし40万円程度の国民年金保険料を納付したことがあるとしている。

また、私自身も、やはり時期は定かでないが、役所から電話で未納保険料の納付の督促を受け、その後訪れた集金人に対して、5万円強の国民年金保険料をまとめて納付したことがある。私も母親も、いつからいつの期間に係る保険料を遡って納付したのか分からないが、私又は母親のどちらか、あるいは私と母親の両方の遡及納付によって、私に未納記録は無いはずである。

ところが、今般、私の納付記録を確認したところ、申立期間①、②及び③が未納期間とされていると知り、納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A国民年金基金に照会したところ、申立人は、申立期間①の18か月間について、国民年金第一号被保険者であると同時に国民年金基金加入者であったとしており、同基金によると、そのうち平成6年11月から7年1月までの3

か月間については、一旦、国民年金基金の掛金の納付が確認されたものの、当該掛金は全て、時効により国民年金定額保険料の未納が確定したことを理由に、9年11月14日付け還付済みであるとのことだった。これについて、同基金では、同基金加入者に関しては、社会保険庁（当時）と国民年金記録の突き合わせを行っており、突き合わせの結果、時効により未納が確定した期間に対して基金掛金が納付されている場合には、加入者に還付金の請求手続をとるように案内していたとしていることから、少なくとも、申立期間①のうち、6年11月から7年1月までの期間は、上記基金掛金の還付時点において、既に時効により定額保険料を遡及納付できない期間として認識されていたと推認できる。

また、申立人の母親は、申立人の未納期間①、②及び③に係る国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立期間①の開始月から申立期間③の終了月までは8か年度にも及び、申立期間①及び②は、いずれも申立期間③中に全期間が時効により制度上納付できない期間となることから、過年度納付と現年度納付（前納含む）を組み合わせることによっても、申立期間①、②及び③に係る保険料を一度に納付することはできず、申立内容とは一致しない。なお、特例納付制度は、昭和55年6月末に国民年金法附則4条に基づく第三回特例納付の実施が終了して以降、実施されていない。

さらに、申立人は、申立期間のうちいずれかの期間に係る国民年金保険料として、5万円強の国民年金保険料を、自宅に訪れた集金人に対して申立人自ら納付したとしているが、B市における保険料の集金人制度は昭和46年度で終了しており、申立内容とは相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

ほかに、申立期間②のうち、平成9年1月以降の期間及び、申立期間③については、基礎年金番号が導入された同年1月以降の期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を遡及納付した場合、納付時期はさらに後になることから、保険料の収納事務が電算処理により行われていることに鑑みると、当該期間に係る納付記録の過誤は考え難い上、申立人とその母親は、i) 具体的にどの期間に係る保険料を遡及納付したか、及び、ii) 遡及納付を行った時期については定かでなく、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

当時は、家族で事業を営んでおり、両親が私の国民年金の加入手続きを行った上、申立期間の国民年金保険料についても、他の家族の保険料と一緒に集金人に納付してくれたと聞いている。

平成18年又は19年頃、A市役所で年金記録を確認したところ、申立期間について、本人申出により未納となっていると伝えられたので、母親に尋ねたところ、国民年金保険料を全て納めているとのことであった。私はそのような申出はしておらず、両親からもそんな申出をしたとは聞いていないので、そのように記録されているのはおかしい。

また、一緒に働いてきた弟と叔父の国民年金保険料が全て納付済みになっているのに、私の分だけが未納の記録になっていることにも納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料については、申立人の両親が他の家族の保険料と一緒に納めたと主張しているが、A市の国民年金被保険者台帳によると、備考欄に「S43.4～S45.3まで本人申出により滞納」と記載されていることが確認できる。この記載内容に関し、A市によると、当該期間について何らかの理由で保険料を納めないという意思表示があったと解され、「本人」とは、両親及び世帯主など本人の意思を代理して手続きに来られた人も含まれると回答しており、申立期間について保険料が納付されなかった可能性を否定できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年9月に申立人の弟と連番で払い出されていることが確認でき、

この頃に申立人の弟と同時に加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することはできない。

さらに、申立期間の一部については、加入手続が行われたものと推認される時点において過年度納付が可能な期間となるが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、納付状況が不明であるため、当該期間について過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の両親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年12月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から48年12月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで  
③ 昭和53年10月から54年3月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

妻も、時期は覚えていないが、国民年金の加入を勧められたので、私の国民年金の加入手続を行い、その後、店に来ていた銀行員にお金を渡して国民年金保険料を納付してくれており、また、途中から納付方法を口座振替に切り替えたことを覚えているとしている。

母親はきちりとした人だったので、私の国民年金について、何もしていないとは考えられない上、私の名前が現在も間違っており、また、当時の住所も誤って記載されている。

これらのことから、申立期間について母親又は妻が国民年金保険料を納付しているはずなので、しっかりと調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和36年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、51年12月17日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、申立期間①直後の昭和49年1月から51年3月までの期間に「51催」との納付催告印及び過年度納付を示す事跡が確認でき

ることから、国民年金手帳記号番号の払出時点において、納付可能な当該期間の国民年金保険料を過年度納付した一方、申立期間①の保険料については、時効により、納付できなかった可能性を否定できない。

さらに、特殊台帳を見ると、昭和 52 年度の年度当初欄に「53 催」との印が確認できるところ、当該印は、第 3 回特例納付に係る納付書発行の事跡であることが通例であることから、申立人が特例納付の勸奨を受けた可能性は否定できないものの、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の母親又は妻が、店に来る銀行員への手渡し又は口座振替により納付したと主張するのみで、特例納付がうかがえる事情は認められない。

加えて、B 区保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人は、昭和 52 年 7 月から口座振替にしていることが確認でき、申立内容と符合するものの、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、いずれも未納とされている。

また、申立期間②及び③については、3 か月及び 6 か月といずれも短期間であるものの、オンライン記録を見ると、その後の期間についても同様に未納期間が複数回散見される。

そこで、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、当初、A 市 C 区において、昭和 41 年 6 月 1 日に兄弟連番で職権により払い出されたと考えられる別の手帳記号番号が確認できたものの、資格取消処理が行われており、当該手帳記号番号による保険料の納付記録は認められなかった。

このほか、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付については関与しておらず、申立人の保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しており、また、申立人の妻の記憶も曖昧であり、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月まで  
昭和 57 年 9 月頃、退職を契機に国民年金と国民健康保険に加入した。

その後も、会社を退職の都度、すぐに厚生年金保険から国民年金への切替  
手続を行って、未納期間の無いように常に心がけていた。

申立期間の国民年金保険料の納付については、国民年金の再加入後は、納  
付をしていなかったが、その後、時期ははっきりしないが、厚生年金保険か  
ら国民年金への切替手続の際、A 市役所で過去の保険料を納付することがで  
きると言われたので納付を申し出て、後日送付されてきた納付書数枚と冊子  
状の現年度分の納付書により、合計 20 万円ほどの保険料を金融機関で納付  
したはずである。

申立期間はずっと途切れることなく、仕事をしている時期で、他の未納期  
間もきちんと後日にまとめて納付しているはずであり、申立期間の国民年金  
保険料も同様に納付したのは間違いないので、未納とされているのは納得で  
きない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職の都度、常に自身で厚生年金保険から国民年金への切  
替手続を行い、申立期間についても、会社を退職後、A 市役所へ出向いて切替  
手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料については、その後の切替手  
続時に、遡って納付したはずであるとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間の前後の期間に当たる 5 か所の  
厚生年金保険被保険者期間については、いずれも平成 4 年 8 月 6 日になって、  
一括して記録統合されている一方、国民年金被保険者資格については、それ以  
前の昭和 61 年 3 月 7 日に、一旦、60 年 5 月 15 日付けで喪失処理されている

ことが確認できる。

これらのことから、申立期間については、上記の厚生年金保険被保険者資格の記録の統合の際に、初めて国民年金被保険者期間とされたものであり、この統合処理以前においては、申立期間を含む昭和 60 年 5 月以降の期間は、連続した国民年金未加入期間であったものと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間後の平成 3 年 2 月及び同年 9 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、同年 10 月 7 日に一括して過年度納付していることが確認できることから、上記統合処理に伴い新たに国民年金被保険者期間として取り扱われた期間のうち、納付可能な期間の保険料については遡って納付したものの、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えることが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年4月までの期間及び57年4月から61年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から55年4月まで  
② 昭和57年4月から61年4月まで

20歳になった昭和53年4月頃、当時、会社を経営していた父から「20歳からは国民年金を納める義務がある。」と言われた記憶があるので、父から指示を受けた母がA市役所に出向き、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

国民年金保険料については、父が管理をしてくれていたもので、どのようにして納めたのかは全く覚えていないが、父から「年金はしっかり支払っている。」と聞かされていたので、母がA市役所で納めてくれていたはずである。

申立期間に国民年金保険料の納付が記録されていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は合わせて6年2か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の両親は既に他界しており、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの期間及び42年12月から47年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで  
② 昭和42年12月から47年4月まで

時期は定かではないが、国民年金制度が始まってからしばらくした後、妻がA市役所で加入手続をしてくれたと思う。

手続後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立期間について、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻についても、国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は2年5か月及び4年5か月の合わせて6年10か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険

料の納付について関与しておらず、申立人の加入手続及び納付を行ったとする申立人の妻は既に他界しているため、保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年2月まで

国民年金の加入について、どのように手続したのか全く覚えていないが、結婚後、いろいろな手続でA市役所に出向いた際に、市役所の職員から国民年金保険料を2年間遡って納付できることを聞いた覚えがあるので、保険料を納付すれば加入できると思っていた。

申立期間の国民年金保険料についても、はっきりとは覚えていないが、結婚の祝い金が手元に残っていたので、結婚後、市役所に出向いた際にもらった用紙を持って、平成3年4月頃に、2年間分の保険料を遡って一括で納付したはずである。

納付した場所及び国民年金保険料額についてははっきりとは覚えていないが、20万円から30万円までぐらいの金額を支払ったはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人については平成7年12月7日付けで、申立期間直後の3年3月から5年10月までの期間について、第3号被保険者特例措置の登録届が提出され、8年1月18日付けで処理されており、また、当該処理日以前に国民年金の加入履歴は確認できないことからみて、7年12月頃に初めて国民年金の加入手続が行われたものとするのが相当である。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、発行日と考えられる「7. 12-7」との押印が確認でき、オンライン記録と符合し、また、住所地もB市となっており、戸籍の附票における平成7年11月からの住所地と一致する上、申立人も、当該手帳以外に国民年金に係る手帳の交付を受けた記憶はないとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、遡って国民年金保険料を納付したはずであると主張するのみで、保険料の納付方法等についての具体的記憶は曖昧であり、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見出すことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月1日から32年3月15日まで  
② 昭和33年2月6日から同年10月14日まで

脱退手当金の確認はがきにより、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和34年4月9日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格を喪失した昭和30年代に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員6人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め5人であり、そのうち4人が資格喪失後約6か月以内に支給されている上、申立人自身が、「出産のため退職するときに、当時の事業主から、『これから子供を産んでもう働くことがないと思うので厚生年金保険から脱退するか。』と言われて、『はい』と回答した。」と陳述していることなどを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の

誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月12日から53年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和53年2月1日から平成4年8月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月12日から53年2月1日まで  
② 昭和53年2月1日から平成4年8月1日まで

申立期間①について、私は、昭和51年7月12日にA社へ入社した。

しかしながら、年金事務所の記録では申立期間が空白期間となっており、納得できないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、A社に勤務していた期間のうち、昭和53年2月1日から平成4年8月1日までの標準報酬月額が、実際の給与支給額に比べて低く記録されている。

申立期間②に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における在職については、雇用保険の資格取得日が昭和51年7月12日となっていること、及び申立人提出の訴状の写しにおいて、同社の社会保険事務担当者は、「申立人は、昭和51年の半ば頃、A社に雇用された。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認される。

しかし、申立期間当時に申立人と同職種であった同僚のうち二人は、自身が記憶するA社への入社時期の1年5か月後及び約1年後に資格を取得してい

ることがオンライン記録において確認できる。

また、A社における当時の社会保険事務担当者は、「申立人については、昭和53年の初旬に厚生年金保険に加入させたように思う。」旨を陳述している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A社で勤務した期間のうち、昭和53年2月1日から平成4年8月1日までの標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間②のうち、昭和55年5月分から平成4年7月分までの毎年5月から7月までの期間の給料支払明細書を提出しているところ、当該期間における給与支給額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、各月ともおおむねオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間当時の事業主は、A社における報酬月額の届出及び保険料控除の状況等について、「資料が残っておらず、不明。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間同時に被保険者記録のある複数の同僚を抽出し、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料控除について事情照会したものの、自身の給与明細書を所持している者及び保険料控除について具体的に回答した者は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿を見ても、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

また、申立人は、上記期間以外の給与明細書を所持しておらず、このほか、申立期間②において、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 9 日から 34 年 8 月 23 日まで  
年金事務所から届いた確認はがきを見ると、A社本社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立期間当時は、通算年金制度創設前の期間に当たり、厚生年金保険被保険者期間と共済組合員期間とを通算することはできず、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ厚生年金を受給することができなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理にも不自然さはなく、このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 30 日から同年 5 月 8 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 29 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 6 月 20 日まで  
④ 昭和 41 年 8 月 31 日から 42 年 4 月 4 日まで  
⑤ 昭和 43 年 11 月 28 日から 44 年 8 月 1 日まで  
⑥ 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 2 月 11 日まで  
⑦ 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、加入記録と、自分の記憶する勤務期間とが相違していることが分かった。

申立期間①については、義兄が経営していたA社（現在は、B社）での加入記録が昭和40年3月1日から同年4月30日までとなっているが、自分の記憶では同社にもっと長く勤務していた。

申立期間②については、C社でD業務に従事したが、加入記録（昭和40年5月8日から同年7月29日まで）よりも長く勤務していた。

申立期間③については、E社の個人経営の店舗で勤務した。同社で勤務した期間の加入記録は昭和40年12月1日から41年5月1日までとなっているが、自分の記憶では同年6月頃まで勤務していた。

申立期間④については、兄が勤務していたF社で勤務した期間の加入記録が昭和41年6月20日から同年8月31日までとなっているが、自分の記憶では同社で1年近く勤務していた。

申立期間⑤については、G社の経営する事業所で住み込みでH職の見習修行をした。同社で勤務した期間の加入記録が昭和43年8月2日から同年11月28日までとなっているが、自分の記憶では同社で1年ほど勤務していた。

申立期間⑥については、I社（現在は、J社）でK職として勤務した。同

社の直営店で勤務後、フランチャイズ店舗のL職としても継続して勤務した。同社で勤務した期間の加入記録が昭和46年2月11日から同年3月22日までとなっているが、同社には1年ほど勤務したと記憶している。

申立期間⑦については、M社でN職として同社が倒産するまで勤務した。同社で勤務した期間の加入記録が昭和46年6月7日から47年7月1日までとなっているが、同社には1年5か月ほど勤務したと記憶している。

申立期間についても、各事業所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書から、A社は、申立人が昭和40年3月1日に被保険者資格を取得し、同年4月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが確認できるところ、当該届出内容はオンライン記録と一致している。

また、B社の事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無いとしており、申立期間当時の事業主等も死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人に仕事を教えたとする元同僚は、申立人の勤務期間について明確に記憶していない。

申立期間②については、申立人は、C社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、商業登記の記録によれば、C社は平成12年に破産終結しており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し7人から回答を得たが、そのうち6人は申立人を覚えておらず、申立人を記憶していた1人も、申立人の勤務期間までは明確に記憶していないとしている。

申立期間③については、申立人は、E社の店舗で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、E社は平成3年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、勤務した店舗の事業主の名前を記憶していないため、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者

記録の有る元従業員に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人のE社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

申立期間④については、申立人は、F社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F社は、「申立期間当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態は不明である。」としており、事業主から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、その兄と一緒にF社で勤務していたとしているものの、申立人の兄は、申立期間当時、申立人とは別の事業所（F社の親会社であるO社）において被保険者となっていることが確認できるところ、O社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の被保険者記録が確認できない上、申立人の兄は既に死亡しているため、同人から申立人の申立期間における勤務実態等が聴取できない。

さらに、申立人を記憶しているF社の元従業員は、申立人の勤務期間までは明確に記憶していない。

加えて、申立人のF社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

申立期間⑤については、申立人は、G社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、G社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書から、同社は、申立人が昭和43年8月2日に被保険者資格を取得し、同年11月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが確認できるところ、当該届出内容はオンライン記録と一致している。また、同社は、「当該通知書等しか残っていないが、資格の喪失後も勤務と保険料控除が継続していたとは考えにくい。」旨回答している。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し6人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

申立期間⑥については、申立人は、I社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、J社は、「昭和50年代以前の記録は残っていないため申立人の勤務実態等は不明である。」としている上、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し6人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができ



ない。

また、前述の回答の有った6人の元従業員のうち4人は、試用期間が有った旨陳述しており、当該4人が記憶する自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、いずれも入社後2か月ないし15か月が経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、I社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間⑦については、申立人は、M社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、M社は昭和49年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主から、申立人に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の昭和47年8月31日に資格を喪失していることが確認できる元従業員は、「M社は昭和47年8月に倒産した。私はその時まで在籍していたが、申立人は私より先に退職した。」旨陳述している。

さらに、M社に係る前述の被保険者名簿を見ると、昭和47年8月31日に被保険者資格を喪失している11人については、同年10月の標準報酬月額の時決定が一旦記載され、のちに取消されていることが確認できるところ、同年7月1日に資格を喪失している4人（申立人を含む。）には当該時決定の記載が無い。

このほか、申立人の、申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月から25年5月1日まで  
② 昭和25年8月1日から26年4月まで  
③ 昭和35年1月から同年11月まで  
④ 昭和35年12月から36年4月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①及び②については、昭和24年5月頃にA社に入社し、高校を卒業した少し後である26年4月頃まで継続して勤務したのに、同社における加入記録が25年5月1日から同年8月1日までの3か月しかない。

申立期間③は、B社でC業務に従事していた。また、申立期間④は、昭和35年12月頃に、D社E支店に就職し、F職として36年4月頃まで勤務していたのに、いずれも加入記録が全く無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、昭和24年5月頃から26年4月頃までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和25年5月1日であり、申立期間①は適用事業所ではない。

また、A社は昭和59年に解散しており、申立期間当時及び解散当時の代表取締役及び取締役は死亡又は連絡先不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間①及び②における勤務及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当

時に加入記録の有る者のうち、連絡先の判明した元従業員 15 人に照会し 8 人から回答を得たものの、申立人に関する記憶は曖昧であり、申立人の申立期間①及び②における勤務状況等を確認できない。

申立期間③については、B社において昭和 36 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで厚生年金保険被保険者記録の有る元従業員が、「私は昭和 35 年 8 月頃に入社し、先に入社していた申立人と同じ場所で勤務したが、申立人は私より先に退職した。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「当時の代表取締役は死亡しており、関係役員も大半が死亡している。当時のことは全て不明である。」と回答している。

また、前述の者を含む元従業員 8 人について、記憶する自身の入社時期と厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、そのうち 6 人は、入社したとする時期の 5 か月から 16 か月後に資格を取得しており、当該 6 人のうちの 1 人は、「入社直後の給与額は端数が無かったので、未加入期間に係る給与からは厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、申立人を記憶する前述の元従業員が、自身及び申立人と同じ場所で勤務していた者として名前を挙げた 4 人のうち 3 人、及び別の元従業員 2 人がそれぞれ当時の同僚として名前を挙げた 2 人については、いずれも B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録を確認できないことから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったこともうかがえる。

加えて、B社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間④については、申立人は、昭和 35 年 12 月頃から 36 年 4 月頃まで D 社 E 支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D 社 E 支店を承継している G 社は、「申立期間当時の関係資料が無いため当時の職員から聴取したが、申立人が勤務していたことは確認できなかった。また、当時は、必ずしも全ての職員を厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたわけではなかったようだ。申立人の勤務期間は短いことから、臨時雇用であり、給与から保険料が控除されていなかったと考えられる。」としている。

また、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないため、D 社 E 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元職員のうち、連絡先の判明した 13 人に照会し 6 人から回答を得たものの、申立人を覚えている者はおらず、申立期間における勤務等を確認できない。

さらに、昭和 36 年 4 月 1 日に資格を取得している元職員は、「申立期間当時は試用期間があった。私は昭和 35 年 10 月に入ったが、36 年 3 月までは非正規職員として勤務した。」と陳述している。

加えて、前述のD社E支店に係る被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月から28年1月頃まで  
② 昭和28年1月頃から29年8月頃まで  
③ 昭和29年8月頃から30年12月頃まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社(現在は、B社)で勤務し、当該期間に大けがをして、労災保険を受給した。また、申立期間②はC社で、申立期間③はD社で、それぞれE職として勤務した。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の申立期間当時の取締役は連絡先が不明であり、B社も、申立期間当時の資料は保存していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を取得している元従業員のうち、連絡先の判明した20人に照会し11人から回答を得たが、全員が申立人を知らないとしており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

さらに、前述の回答があった11人のうち4人が、A社では1か月ないし3年程度の試用期間があったとしている上、申立人が同僚として記憶している4

人のうちの1人は、同社で被保険者資格を取得していないことが確認できることから、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、また、加入させる場合も入社と同時ではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、E職としてC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した10人に照会し、6人から回答を得たが、全員が申立人のことを覚えていないとしており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、前述の6人のうち、C社でF業務に従事していたとする元従業員が、「申立人のようなE職の給与は歩合給で、厚生年金保険に加入していなかった。」としているところ、当該6人の中にE職であった者は1人もおらず、元従業員の陳述と符合する。

さらに、C社に係る前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間③については、D社の元従業員の一人が、申立人が同社で勤務していたことを覚えていることから、時期は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたものと推認できる。

しかし、当該元従業員は、「D社では、G職とE職は業務内容が同じであるものの、G職は正社員で、E職は社員ではなかった。申立人はE職であり、厚生年金保険に加入していなかった。」とし、別の元従業員も、「歩合給のE職は社員ではなく、厚生年金保険に加入していない人がほとんどであった。」と陳述している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 10985 (事案 4604 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月頃から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 10 月頃から 40 年 1 月 4 日まで  
③ 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 6 月 10 日頃まで  
④ 昭和 42 年 7 月 10 日から 43 年 7 月 10 日まで

前回の申立てに対する年金記録確認第三者委員会の「記録の訂正不要」との決定には不服がある。新たな資料として、申立期間当時の写真を提出するので、改めて審議の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、同僚一人の陳述から、申立人が、申立期間のうちの一定期間は、A社に勤務していたことが推定できるものの、i) 別の同僚二人は、「A社では、申立期間当時、入社後3か月ないし6か月間の試用期間があり、試用期間終了後に社会保険に加入するようになっていた。」旨陳述しており、当該同僚は、入社後一定期間が経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる、ii) 同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない等として、また、申立期間②及び③に係る申立てについては、i) 申立人が記憶している同僚2人及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間に同社で勤務していたことが確認できる同僚8人に照会したが、申立人を記憶している者はいない、ii) 同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況につ

いて確認することができない等として、さらに、申立期間④に係る申立てについては、i) C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同社で勤務していたことが確認できる同僚 11 人及び申立期間に同社で総務・経理事務を担当していた者に照会したが、申立人を記憶している者はいない、ii) 同社は、「当時の勤務実態及び保険料控除等については、資料を破棄しているため不明である。」旨回答している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間当時の写真を新たな資料として提出するので、改めて審議の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同社で勤務していたことが確認できる同僚 10 人に、申立人から提出のあった写真を添付して文書照会を行ったところ、8 人から回答があったが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況に係る新たな陳述を得ることはできなかった。

申立期間②及び③について、B社に係る前述の被保険者原票から申立期間に同社で勤務していたことが確認できる同僚 16 人に、申立人から提出のあった写真を添付して文書照会を行ったところ、8 人から回答があったが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況に係る新たな陳述を得ることはできなかった。

申立期間④について、C社に係る前述の被保険者名簿から申立期間に同社で勤務していたことが確認できる同僚 14 人に、申立人から提出のあった写真を添付して文書照会を行ったところ、9 人から回答があったが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況に係る新たな陳述を得ることはできなかった。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月10日から同年2月8日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間当時は、同社で研修を受けていた時期であるが、昭和32年1月10日から勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された労働者名簿から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間以前に被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、当該事業所が雇用保険の適用事業所となった昭和30年9月1日以降に雇用保険の被保険者資格を取得した者4人を抽出し、これら4人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日と雇用保険の被保険者資格の取得日を見ると、4人全員が申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者資格の取得日より1か月ないし4か月後であることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により、申立期間以前に厚生年金保険被保険者記録がある元従業員のうち住所の判明した8人に照会したところ(前述の雇用保険の記録がある4人のうちの3人を含む)、回答があった5人中3人は、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかったと陳述しており、オンライン記録によると、これら3人はいずれも記憶している入社日の約2か月ないし4か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、前述の3人のうちの1人は、「私は、昭和31年8月頃に入社したが、

その後、すぐに新しく総務担当となる者が入社してきた。同人は、入社と同時に社員を社会保険に加入させることに消極的であった専務理事に対し、すぐに社会保険に加入させるよう進言していたことを記憶している。」と陳述しており、これについて、前述の被保険者名簿により、A社において申立人より後に厚生年金保険被保険者資格を取得している5人に対し記憶している入社日を聴取したところ、5人全員が入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日が一致していることが確認できたことから、当該事業所では、申立人より以前に入社した従業員（申立人を含む。）に対しては、必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させず、申立人より後に入社した従業員に対しては、入社後すぐに加入させていたことがうかがえる。

加えて、A社は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 8 月 29 日から 45 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(昭和42年7月1日以降は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和40年2月に同社に入社して以降、会社が移転し、社名がB社に変わった後も45年3月末に退職するまで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は昭和40年頃からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録のある元従業員20人に照会を行ったところ、回答があった11人のうち6人は自身が記憶している入社時期の2か月ないし1年10か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社では申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、B社は、昭和54年3月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間も継続してB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の被保険者名簿を見ると、当時の被保険者 49 人のうち 37 人が申立人と同日の昭和 43 年 8 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人と同様に被保険者資格を喪失している元従業員のうち聴取できた 4 人はいずれも、「事業主から厚生年金保険の資格を喪失させることについての説明は無かったが、当時、給与等の遅配があったので、会社の経営状態が良くなかったのかもしれない。」と陳述している。

また、上述の 4 人のうち申立期間も継続して勤務していたとする 3 人は、申立期間に係る保険料控除について明確な記憶はないと陳述しており、これらの者から申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、B社は昭和 54 年 3 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 21 日から同年 7 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に勤務し厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元代表取締役は、「雇用保険は入社と同時に加入するが、厚生年金保険は入社後1か月の試用期間を経過してから加入しており、当該期間には厚生年金保険料を給与から控除していない。」と陳述しているところ、申立人が提出した給与台帳(写)を見ると、平成8年6月の厚生年金保険料を給与から控除された形跡は見当たらず、同年7月から同年9月までの3か月の厚生年金保険料を控除したことが確認できる。

また、申立人は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に加入しているはずで、雇用保険の記録と厚生年金保険の記録が相違していることはおかしい。」と主張しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、平成8年6月21日及び同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員3人について、雇用保険被保険者資格の取得日を見ると、これら3人の雇用保険被保険者資格は厚生年金保険被保険者資格より2か月又は3か月前に取得していることが確認できる。

なお、年金記録確認第三者委員会は、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するもの

であり、厚生年金保険の記録と雇用保険の記録が相違していることについて判断することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している42人に対し、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、回答があった3人は、いずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができなかった。

加えて、申立人は、未払賃金の立替払請求書をA社を管轄する労働基準監督署に提出し、当該立替払額に厚生年金保険料が含まれていると陳述しているところ、当該労働基準監督署は、「未払賃金の立替払は、労働基準法第24条第2項に規定する毎月、一定期日に決まって支払われる賃金をいい、税金、社会保険料など法定控除額を控除する前の額が対象となるため、当該立替払額に厚生年金保険料は含まれていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 8 日から同年 7 月 20 日まで  
② 昭和 51 年 9 月 1 日から同年 12 月 25 日まで  
③ 昭和 52 年 1 月 8 日から同年 3 月 28 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社に勤務する際、事務所の責任者から「退職後のため厚生年金保険に加入しておいた方が良い。」と言われたのを記憶している。私が所持しているノートには、申立期間に受け取った給与支給額が記入されており、これを提出するので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人に係る申立期間の推定総支給額（日曜日を除く勤務日数に日給を乗じた金額）から、申立人が所持するノートに記載されている手取額を差し引いて控除額を試算したところ、その金額は0円から283円までとなっており、これらの控除額は申立期間当時の雇用保険料控除額に相当する金額とおおむね一致している上、申立期間直前の標準報酬月額4万8,000円に相当する厚生年金保険料は、申立期間①が1,392円、申立期間②及び③は1,752円であり、試算した控除額を上回っていることから判断すると、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者は申立人のみであり、申立人は、自身が記憶して

いる上司二人及び他の職員について名字のみの記憶であるため、これらの者を特定することができず、申立期間の申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A社は、「既に35年を過ぎており、申立期間当時の資料は見当たらないため、保険料控除の有無は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 平成 2 年 9 月 1 日から 3 年 9 月 1 日まで  
③ 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、A社でB職として勤務し、申立期間②は、C社でD職として勤務した。また、申立期間③は、E社でF職として勤務したので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人はA社に昭和 60 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで勤務していたことが認められる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 60 年 6 月 7 日であり、申立期間のうち同日までは適用事業所となっていない期間に当たる。

また、A社は、平成 15 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、「会社は倒産しており、当時の記録等は確認できないが、申立人は当時G職として勤務していた。当時は6か月程度の試用期間があった。厚生年金保険に加入していない人から厚生年金保険料は控除していないはずである。」旨回答している。

さらに、申立人と同時期に入社したとして事業主が名前を挙げた同僚の雇用保険の加入記録によると、資格取得日は昭和 60 年 4 月 1 日(離職日は平成 12 年 7 月 20 日)となっており、申立人と同時期に入社したことが認められるが、同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人の雇用保険の離職日である同年 9 月 30 日より後の同年 10 月 1 日となっている。

加えて、A社に係るオンライン記録において申立期間当時に被保険者記録の有る10人の同僚のうち、所在の判明した9人に事情照会したところ、回答のあった同僚は、「従業員数は、アルバイトのような人を含め20人程度で、採用後直ちには厚生年金保険に加入させない人がいた。」と陳述し、申立人も従業員数を「15人程度」としているところ、A社が適用事業所となった昭和60年6月7日時点の被保険者数は8人であり、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は平成2年9月1日から3年9月1日までC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社に係る雇用保険の加入記録を調査しても申立人の申立期間における被保険者記録は無く、申立期間の前職に係る雇用保険の失業等給付の受給記録によると、申立人は、申立期間中の平成2年9月23日に待期満了し、給付制限期間中の同年11月1日就職により再就職手当を受給していることから、申立人のC社への入社時期は同年11月1日であると推認される。

また、C社は、平成12年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元取締役の一人は、「会社は倒産しており、当時の資料等は残っていない。申立人が、D職として勤務していたことは覚えているが、勤務期間及び厚生年金保険の加入については不明である。」旨回答している。

さらに、C社に係るオンライン記録において申立期間当時に被保険者記録の有る9人の同僚のうち、所在の判明した8人に事情照会したが、回答のあった同僚は、「私自身の厚生年金保険の加入記録は8か月であるが、実際にはもっと長い期間勤務していた。従業員は15人程度で、申立人も私もD職で勤務したが、従業員の入替わりが多い会社であった。」と陳述し、また、同人が、自身の後に入社し、数か月程度で退職したとして名前を挙げた同僚について調査したが、当該同僚の被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は、従業員数を12人程度と陳述しているところ、オンライン記録によると、平成2年11月1日時点の被保険者数は8人であり、これらのことから、申立期間当時、C社においては、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間③について、申立人は、E社でF職として勤務したと申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするE社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、E社の事業主、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人は、E社において給与から厚生年金保険料を毎月2万円ない

し3万円程度控除されていたと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月頃から29年9月頃まで

母の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。母は同社には、昭和21年7月頃から29年9月頃まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和22年4月付けの職場写真及び23年7月11日付けの慰安旅行の写真から、申立人が申立期間の一部において、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が記憶する社長と同姓の者がA社に係る法人登記簿謄本において二人記載されているが、いずれも所在不明であるほか、同社の事業を継承するB社は申立期間当時の資料を保管していないため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚9人は、いずれも所在不明であるほか、A社が適用事業所となった日と同日の昭和32年8月1日に資格取得している元社員10人のうち、所在が判明し聴取することができた1人は、「私は、昭和28年からA社で勤務したが、自身が採用されたときには申立人は勤務していなかった。また、同社が32年に厚生年金保険に加入した際、当時の事業主から厚

生年金保険の加入について説明を受けたことを記憶しており、それまでは、厚生年金保険には加入しておらず、健康保険については国民健康保険に加入していた。」旨陳述しているため、同僚等からも、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月1日から23年8月まで  
② 昭和25年11月25日から26年9月15日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、それぞれ勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

また、元事業主の親族は、A社は既に廃業し、元事業主も既に亡くなっている旨陳述しているため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、いずれも死亡又は所在不明であるため、これらの者から、申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、申立人が自身と一緒にA社を退職したとする同僚は、オンライン記録において、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に

加入していたと申し立てている。

しかし、B社の事業を継承するC社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員13人のうち、所在が判明し聴取することができた2人は、いずれも申立人を記憶していないため、元従業員からも、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、上記の回答があった元従業員が記憶する同僚17人のうち5人（男性2人及び女性3人）は、B社において被保険者としての記録は無いことから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 5 日から 56 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、4万円から29万円までの給与を支給されていたので、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残っていない。また、当時の事業主及び経理担当者は既に退職しており、保険料控除の状況については不明である。」と陳述しているため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、「当時、従業員の標準報酬月額は、給与支給額に基づき適正に社会保険事務所（当時）へ届け出ていた。」と陳述しているほか、元事業主は、「当時、社会保険事務所に届け出たとおりの標準報酬月額に基づいて保険料控除を行っていた。」と陳述している。

加えて、申立人、元事業主及び元社会保険事務担当者が申立人とほぼ同じ給与額であったとする同僚のオンライン記録上の標準報酬月額は、申立人の資格取得時及び資格喪失時については申立人と同額であり、資格の取得以降、資格を喪失するまでの期間についても、申立人とほぼ同額で推移していることが確認できる。



また、A社において申立期間に被保険者記録が有る元従業員9人に照会したところ、回答があった8人中4人は、「A社で勤務した期間の標準報酬月額記録は、自身が記憶する給与支給額と一致している。」と陳述している（他の4人は、当時の給与支給額を記憶していない。）。

さらに、A社が加入するB厚生年金基金及びC健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、いずれも厚生年金保険記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。